

平成 30 年第 3 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年9月18日 (火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	9月18日 午前9時00分宣告 (第5日)			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	奥 田 信 宏
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	黒川 静一	次 長 兼 振 興 課 長	伊藤 保光
		政 策 推 進 課 長	北條 寿文		
	総 務 部	部 長	岡村 智彦	次 長 兼 総 務 課 長	浅野 幸司
		税 務 課 長	鈴木 孝治	安 心 安 全 課 長	高塚 克己
	民 生 部	部 長	寺西 孝	次 長 兼 健 康 推 進 課 長	佐藤 正浩
		住 民 課 長	中村 和恵	介 護 支 援 課 長	戸谷 政司
		環 境 課 長	石原 己樹	子 ど も 課 長	舘林 久美
		保 険 医 療 課 長	不破 生美		
	産 建 設 業 部	部 長	伊藤 保彦	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	伊藤 光彦
		次 長 兼 ち づ く 推 進 課 長	肥尾 建一郎		
	会 計 管 理 室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	福谷 光芳		
	上 下 水 道 部	次 長 兼 下 水 道 課 長	伊藤 和孝	水 道 課 長	伊藤 和光
	消 防 本 部	消 防 長	伊藤 啓二	消 防 署 長	後藤 邦彦
		総 務 課 長	山田 靖		
	教 育 委 員 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	鈴木 敬
給 食 セ ン タ ー 所 長		寺本 章人	生 涯 学 習 課 長	松井 督人	
委 員 長 及 び 委 員	監 査 委 員	平野 正雄			
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 事 会 局	局 長	小島 昌己	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 認定第1号 平成29年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成29年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成29年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成29年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成29年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成29年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成30年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

皆さんのお手元に第3回議会運営委員会報告書が配付してありますので、お願いをいたします。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴人の皆さん方に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る9月12日に開催をされました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

それでは、9月12日水曜日に開催されました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

まず最初に、意見書等の取り扱いについてであります。今回採択することになりました意見書が2件ございます。1つとしまして、障がい児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書、そして、もう一つ、地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に関する意見書、以上2件が採択ということになりました。

また、不採択とすることになった意見書も2件ございます。1つは、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書、もう一つは、臓器移植の環境整備を求める意見書、以上2件は不採択することになりました。

3つ目ですが、継続審議することになった意見書が1件ございます。核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書でございます。

意見書の取りまとめにつきましては、以上のような結果でございます。

2番目ですが、平成30年第4回(12月)定例会の日程についてです。これも、別紙のとおりとなっております。12月4日から開会、そして18日閉会というような予定となっておりますのでお願いをいたします。

3番目、その他ですが、3番目の議題といたしまして、1つ目として、12月議会の議案説明会の開催についてであります。11月16日金曜日9時より3階協議会室で行う予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

また、2つ目ですが、郡の議長会の議員研修会の開催についてです。10月31日水曜日午後1時30分から飛島村の中央公民館2階の第3会議室におきまして講演会が行われます。その

題名といたしましては、「災害時における議員の役割について」ということでございますので、議員の皆様のご協力をお願いいたします。

また、3つ目ですが、かにえ議会だよりについてでありますけれども、先日、12日に、議員総会におきまして、紙面がふえそうなのでどうしようかというお話し合いをさせていただいております。11月1日発行のページ数は追加していこうということで決まりましたが、今後におきましても12ページを基本といたしますが、一般質問数等によって紙面に不足が生じた場合には、ページ数を追加して対応することにしていこうということで話し合われました。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

(9番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 奥田信宏君

これより決算審査に入ります。

議題に入ります前に、議長から皆様をお願いいたします。

質疑をされるときは、まず決算書のページ数と科目を言ってをお願いいたします。また、質疑及び答弁は努めて簡潔明瞭にさせていただき、スムーズな議会運営にご協力をお願いいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第1 認定第1号「平成29年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入歳出とも総括についての質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉浩幸です。

一般会計での目的別の決算額の5年間の比較が出ております。これについてお伺いしたいと思います。

今回、29年度の決算なんですけれども、割合的に民生費がふえてくることについては、高齢社会、また子育て支援、高齢者施策への対応ということでふえていくことがわかります。それについて、今回、自由通路、また観光交流センター「祭人」の事業があります。それについてはわかるんですけれども、教育費についてお伺いします。

決算額について、過去5年と比較しても減る傾向にあるとわかると思います。これについてどのように考えているのか、また、今後予算において、この品目について目的別、どのような配分になっていく傾向があるのかお伺いをいたします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

皆様、おはようございます。

では、総括でご質問をいただきましたので、私のほうから答弁させていただきます。

主要成果報告書の10ページに目的別歳出決算額とその構成比の推移ということで5年間記してございます。板倉議員のご質問で、29年度予想額のところで民生費が非常に増加しているというところがございます。

教育費はどうして減っておるかということでございますけれども、教育費につきましては、29年度につきましては、希望の丘広場場内整備工事費約2,000万円ぐらいでございますけれども、それが28年度にございました。29年度になくなりまして、その皆減によるものだと思います。

今後の傾向でございますけれども、民生費につきましては、やはり、扶助費関係が、近年軒並み、どこの自治体もそうでございますけれども、ふえてございます。したがって、今後も、民生費につきましては今以上にふえてくる可能性がございます。

それで、今回総括でご質問をいただきましたので、あわせて少しお話しをしたいと思いますけれども、2枚めくっていただきまして、主要成果の12ページでございます。図の4の性質別歳出決算額とその構成比のところでございます。こちらのほうで、今回、歳出の29年度の特徴といたしましては、12ページのちょうど真ん中のところに投資的経費とございますけれども、こちらが29年度総額で11.1%、全体に占める割合が2桁になっております。これは、今回、6年ぶりにいろいろ分析しましたら、平成23年度の決算以降、ずっと1桁を堅持しておりましたけれども、今回、29年度で2桁になったと、いわゆる積極的な投資型の決算だということの分析をしております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

今、次長のほうから説明をいただきました。民生費については先ほど申したように、きのうも敬老の日ということで、女性で3人に1人、男性で3人に1人が65歳以上の高齢者ということがマスコミでも報道されておりました。民生費について、施策の中で、それぞれ、お年寄りの施策、また子育て支援の面で今後もふえ続けると思われれます。そのほかの事業について、今、投資的経費ということで、しばらくずっと1桁台のパーセントでいっていたんですけども、今回久しぶりというのか、私も議員になってから初めてこのぐらいの投資をしているということはわかっております。

教育について、教育費の減少、今、希望の丘広場が終わったということでありましたが、教育全体で考えて、これがいいのか。教育にもっと投資をして、子供のための教育を考えていったほうがいいのではないかと思います。この点について、教育長、お願いいたします。

○教育長 石垣武雄君

今、教育の費用の問題で質問を受けましたのですけれども、私になってから、いわゆる全体の1割が教育というふうで、私はずっと組んでまいりました。今回9.4%ということでありましてけれども、内容的に見ますと、先ほど総務次長がお話したように、改修、あるいは新しくつくるもの、教育関係に、そのような施設面のお金がプラスアルファされるということでもあります。

今、板倉議員さんをご心配があった子供たちに対してということでもありますと、中を見てもらえばわかるのですけれども、例えば、スクールサポーターなどの額は上がっております。これについては、人数や時間数をふやして手厚い世話をします。いわゆる県の職員の先生方を応援していくという形で、町単独でやっているところでもあります。また、子供たちの生活で、前にあったと思いますが、生活の診断をするもの、QUも新しく入れたということを思っていますので、子供たちには、内容的な面は以前より膨らんでいる、そんなふうに思っております。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷でございます。

歳入のほうでお伺いしたいのは、今、町のたばこ税、地方揮発油譲与税は、これからどんどん下がってくるだろうというのがここに明記されているのですけれども……

○議長 奥田信宏君

歳入ですと、歳入は次にありますので。今は総括です。

○6番 戸谷裕治君

全体の総括の中のこれではいかんですか。総括の中の一部ですよ。税金の歳入で一つ一つやっていくということ。どういうぐあいに捉えていいのかわからんもので質問した。

○議長 奥田信宏君

それでは、歳入のところでもう一回初めからお願いします。よろしくをお願いします。

○6番 戸谷裕治君

わかりました。

○議長 奥田信宏君

他にないようでしたら、総括を終わりにいたします。

続いて、歳入について、16ページから43ページまでの質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

○6番 戸谷裕治君

すみません、勘違いいたしまして、総括でもいいかと思ってしまったもので。

ご存じのように、こういう時代になりまして、たばこ税がこれから減っていくだろう。そ

して、地方揮発油譲与税も減る傾向にあるだろうと。また、車も自動車離れということで減っていくのではないかなという感じがいたしております。そこら辺はどういうぐあいにお考えなんだろう。毎年予算として低く組んでいくからいいんだということで終わっていくのか。どういってお考えでおられるんだろう。そうは言っても、これはいただくやつやから、こちらから積極的にふやしてくださいと言えるものではないもので、その辺は頭が痛いと思うけれども、一遍聞かせていただきたいと思います。お願いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

今ご質問いただきましたたばこ税と軽自動車税についてご説明をさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、たばこ税につきましては、近年の健康志向とかによりまして減少傾向がございます。あと、最近ですと加熱式たばこというものが出てきておりまして、恐らく、人によっては紙巻きたばこを加熱式たばこを双方使い分けて使ってみえる方もいると思いますが、加熱式たばこですと、現在まだ税率が低いものですから、そちらに移行されればたばこ税は減少していくということになっております。

前回、6月議会でも税条例の改正で上げさせていただいたんですが、たばこ税が、まず、紙巻きたばこのほうが3段階で値上げの予定があります。平成30年10月1日から1回目の増税、1本当たり1円の増税になっております。その次が、32年10月1日から1本当たり1円です。あと、33年10月1日からまた1円上がるということで、恐らく本数は減っていくと思うんですが、増税によって、たばこ税のほうは何とか現状維持にはなるのではないかと考えております。

町ですと自動車税は扱っていませんので、軽自動車税のほうですが、これは平成28年に増税されておまして、その段階で一旦は上がっております。その時点で、年間約800万円蟹江町で上がっていたということになります。今後台数が減るかどうかは、自動車の中でも軽自動車人気というのはまだまだあると思いますので、一遍に減ることはないとは思いますが、平成28年に上がったことによって、その数字を何とか維持できればと思っております。

以上でございます。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

では、私のほうから総括的なお話で、今後予算的なものをどうするかというところのご質問にお答えをいたします。

主要成果の7ページをごらんいただけますでしょうか。

歳入の決算額とその構成比ということで、グラフについております。その中で、町税につきましては、29年度総額で、全体の割合として47.4%という率でございます。先ほど、地方揮発油譲与税等のお話も出たんですけれども、昔は3割自治といいまして、約30%が自主財源の市町村税だということのお話もございましたけれども、蟹江町の場合は、全体的な



歳入予算のほぼ半分に近いところを町税が占めている状況でございます。

国のほうの地方交付税につきましては、7ページでごらんいただくように、毎年先細りというか、徐々に減ってきております。先ほどの地方譲与税のお話でございますけれども、これは、一旦国税として徴収されて、市町村にいただくものでございますけれども、逆に、国のほうは余り当てにできない、今後の見通しが全然つかないというところが現状でございます。特に、地方交付税あたりは今回も減っておりますので、そういう面では、先ほど税務課長が答弁しましたように、町税、自主財源のほうをもう少し、より収入として上がるような形の方策を取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

町税のたばこ税に関しては、自主財源に入っているんですけども、これは伸ばしようのないことですよ。国の政策としても、余り進めるわけにもいかんでしょう。だから、どんどん減っていくということだわね、本当に。これは健康のためにやめなさいということを推奨されているものだから、さっき言われたけれども、1円ずつ上がっていますから何とか大丈夫ですというような、案外根拠ない話やからね。1円上がったからやめようかという人もいるかもしれないし。だから、こういう部分のことを長期的に考えていただいて、最後はゼロで計算するぐらいの予算組みができるようお願いしたいと思います。その辺はどうですか。副町長あたりはどういうお考え。

○副町長 河瀬広幸君

町税全体のバランスの関係でご質問をいただきました。

特に、半分を占める町税でありますので、自主財源としてはなかなか安定した歳入があるなと思っております。法人もそんなに多くありませんので、法人税の浮沈も余り影響がないということがありますが、堅実な財政運営ができていますなど。

そんな中で、たばこに特化してお話がありました。非常に矛盾した話ではありますが、我々が税収を上げるためにはたばこの消費を促進したい。ただ、反面、健康を害するおそれがありますので、それで医療費がかかってしまえば元も子もないというような、非常に難しい話ではあります。ただ、何千年とあるたばこの歴史でありますので、全くはなくならないと思います。今回たばこ税の値上げも考えているようでありますので、一定の財源を確保はするものの、余り当てにできない財源というふうに思っておりますので、これは自然の中で、国全体の流れの中でたばこをどうしていくかを考えていただきたいと思います。特に私どもについては、ありがたい話ではありますが、なかなか見込めない財源だというふうに考えております。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

14番 高阪です。

非常に不勉強で、教えてほしいんですが、38ページの繰越金ですが、この繰越金の処理が長年やっておってもようわからんものですからお聞きします。

実質収支額で歳入から歳出したものが繰越金になると思うんですが、ちょっと調べますと、繰越金の半分は財政調整基金に積まないかんと書いてあるし、残りは町債なんかの早期償還に使うとなっておりますが、実質、この報告でいきますと、今年の繰越金が全て入って、それを全て使ったというような形だと思いますが、どういうふうに処理されているかということと、もう1点、ことしは3億6,300万円ぐらいの実質収支額があって、それが多分30年度の繰越金になっていると思うんですが、30年度予算のときに、繰越金というのは8,400万円ぐらいの予算がついて、多分これは何かの事業のお金で、当然その中からこれだけの予算をされたと思うんですが、ということは、まだ繰越金が残っておるとおかしいんだけど、次に何か事業があった場合に不足前を防ぐ繰越金から取り出して使っちゃって、また次の繰越金にしていく形になるのか、どういうんですかね。繰越金の処理の仕方というか、考え方を、非常に不勉強で申しわけないですけども、教えていただけませんか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

決算書の38、39ページの繰越金についてのご質問にお答えをいたします。

前年度の繰越金、いわゆる予算と決算の流れ的なもののお話になるんですけども、予算立てをしまして、その前の年度の繰越金を当年度の予算に繰り入れまして、予算が始まるわけでございます。今回、最終的に、実質収支額というのが268ページに出ていますけれども、歳入総額から歳出総額を差し引いたところが実質収支額というところでございます。実質収支というのは、地方財政の黒字とか赤字を示す一つの指標になるんですけども、こういった差し引きしたところ、いわゆる歳入予算から歳出予算を引いた残りの部分につきまして、次の年度に繰り越しまして、財源に充てるという流れをとっております。こちらの前年度繰り越しにつきましては、前の年度から繰り越しされた、前の年度の残りというか、繰り越しして、こちらの29年度の予算に反映させて、今回決算に至ったということでございます。

流れからいって、前年度から繰越金をするんですけども、その中で、先ほど財政調整基金の話が出たんですけども、財調に積み上げることもございます。最終的に決算の段階で財調に積み上げるという手法も、蟹江町の場合もっておりますので、そういった形で、前の年度から繰り越された貴重な財源を当該年度で使うというところの状況でございます。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

実質収支額が黒字だということは、余ったわけですね。その余ったお金の半分は、結局使うんですけど、法律で強制的に財調に積まないかんと書いてあるんですけど、去年残った

分は全部、複式でいくと、前年度繰越金で次年度、次年度繰越金で前年度繰越金ですか、それを全部ことしに受け継いで、それをことしで使ってもらって、またその収支がというと全く一緒なんだけど、その中で、例えば、財政調整基金に積むというところがないじゃないですか。積まなくてもいいんですか。去年のやつを見ても、ことしを見ても、全部繰り越されているんですよ。財調へ積みれば繰越金が減らにゃいかんがね。その辺のところはちょっとよく理解できないんだけど、どうです。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

財調の積み上げにつきましては、全く積んでいないわけではございませんので、その年々のいろいろな事業の内容も含めて、いろいろ精査した上で財調には積んでおります。また後のほうに出てまいりますけれども、財政調整基金につきましては、取り崩すだけで全く積まないということではございませんので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

ということは、繰越金だけではなくて、ほかのところの浮いたやつを積んでいるということですかね。

それと、30年度の予算で8,000万円が繰越金で出ているんだけど、とりあえず3億6,000万円あるんだけど、そこから8,000万円積んで、まだ残りは繰越金という勘定で残っている。8,100万円という数字はどこから出たのか教えてください。30年度ね。

○副町長 河瀬広幸君

今、繰越金の話で、30年度に8,000万円の予算が出ていたとありましたですね。繰越金は、その都度、補正を6月、9月、12月にやるわけでありますが、その段階で、財政運営の中で、例えば、補正にかかわる歳入がどれだけあるのか、あるいは歳出がどれだけあるのか、その辺のバランスを含めてその都度やっていくわけでありまして。繰越金の使い方は、予算編成は、12月の段階で予算を組みますので、その段階で大体見込める繰越金を予算計上して、実質、年度が始まりますと、その予算編成をした繰越金に総額幾らの繰り越しが出たのか。例えば、ことしでいきますと3億6,000万円でありまして、8,000万円の予算が組んであれば、2億8,000万円の繰越金がほかの事業に充当できるというような感覚があるわけでありまして。ですから、毎年の繰越金は非常に流動的になりますので、歳入歳出の執行状況の中で歳入予算が100%確保されれば、あとは歳出予算がどれだけ使うのか、その中で繰越金が発生しますので、その繰越金の運用については、その都度考えていきたいと。

ただ、財政調整基金というのは運転資金になりますので、地方財政法の2分の1の積み立てが義務づけられておりますので、年度間にわたって、その年度が終わった段階で2分の1を積み立てれば、それはそれでよしということで財政運営をやっております。ですから、非常に難しいのは、12月段階で新年度予算を組むときに、繰り越しの見込みがなかなか立たな

い状況がありますので、繰越金というのは大体低く抑えて予算を編成していくというのは、繰越金というのは前年度の財源でありますので、通常は、当該年度の歳入は当該年度の歳出で使うという原則がありますので、できるだけ繰入金が発生しないように努力はしますが、結果として、ことしは3億数千万円の繰越金が発生したということでございます。よろしくお願いたします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

歳入について何点かお伺いをいたします。

16、17ページの町税の未済額についてお伺いをいたします。

未済額ということで、次年度の滞納繰越分で上がっていくと思います。滞納になる前になるべく納税相談に来てくれということで伺っております。今、払えなくて滞納してしまった納税者に対して、前から言っているんですけども、徴収猶予、または、こちら側から申請ができる換価の猶予があると思います。この件数について29年度決算で何件あったのかお聞かせください。

次です。18、19ページの、先ほど総務次長からも話があった地方交付税について少しお伺いします。実績報告書でも毎年減り続けている、国も当てにできないというような答弁がありましたけれども、これについて、もう少し詳しく教えてください。

次です。22、23ページの住民基本台帳の手数料についてお伺いをいたします。住民票の写し作成の手数料だと思っておりますが、これについて、今、住民票を作成してもらうのに、本人、または同世帯以外の方が申請する場合について、本人の同意が必要ということで、委任状があると思います。それに至って、そもそも、第三者がとることができるのかどうかを確認したいと思います。

最後ですが、29ページ、33ページの県補助金の南海トラフ地震等対策事業費補助金というのがあります。今回、29年度決算で、消防費についても南海トラフ地震対策の補助金が上がっております。これについてどのような施策、対策なのかお伺いをいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

今ご質問のございました滞納者の方の納税猶予が何件あったかということでございます。平成29年度につきましては、納税猶予はございませんでした。0件でございます。換価の猶予も0件でございます。

以上でございます。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

私のほうから、地方交付税の関係でもう少し詳しくというご質問にお答えをいたします。

今回、地方交付税は、昨年を引き続き2,300万円ほど減っております。5億2,319万1,000円というところでございます。地方交付税でございますけれども、そもそも、国のほうで、

地方財政計画、いわゆる地財計画に基づきまして算定交付されるものでございます。地方財政計画というのは、国が、蟹江町も含めた地方の財政の懐事情をずっと調査いたしまして、地方交付税の総額の概算額を出しまして、その後に各市町村に交付されるという流れでございます。

蟹江町の場合、微増でございますけれども、自主財源の町税のほうがふえておりますので、それに伴って。そもそも、地方交付税というのは、不足前の部分、基準財政収入額から需要額を引いたところのマイナスになる足りないところを国から交付されるものでございますので、自主財源が、微増ではございますけれども、伸びておるという状況もございまして、今回、昨年に引き続き減額というところの状況でございます。

以上でございます。

○住民課長 中村和恵君

住民票なんですけれども、第三者がとることができるのかどうかというご質問にお答えしたいと思います。

住民基本台帳では、国または地方公共団体は、事務の遂行のために必要である場合はとれるとなっておりますし、本人以外の申し出による場合も、自己の権利を行使し自己の義務を遂行するためとか、国や地方公共団体に提出しなければならない場合など、あと、弁護士などの特定受任者については住民票の写しを交付することができるとなっております。

○消防長 伊藤啓二君

それでは、33ページの南海トラフ地震等対策事業費補助金でございます。

これは県の補助金でございまして、補助メニューといたしましていろいろあるんですが、緊急浸水津波総合対策事業ということで、これは、ハザードマップなどの整備事業の補助金でございます。あと、建物の被害軽減対策事業とか、地域防災力の強化事業とか、メニューがいろいろございますが、今回この県費の補助金を使用いたしましたのは、消防団の積載車、それから、消防団に整備いたします無線機、この2点につきまして、南海トラフの補助金を使用させていただきました。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

総務費の補助は。

○議長 奥田信宏君

抜けています。

○2番 板倉浩幸君

29ページの総務費の南海トラフ補助金。今は消防のほうで。29ページ南海トラフ。これは全体。

今何点が質問したんですけれども、町税のことについて、換価の猶予、申請があつて、こ

ちから基本的に納税相談をして、分納誓約等を行っているのが現状だと思いますけれども、換価の猶予や徴収の猶予があるということなど、納税者に対してそんな制度があるということをお話しているのかお聞かせください。

それと、地方交付税についてなんですけれども、自主財源が増加しているということで、確かに、これの補填ということが地方交付税です。でも、実際、地方交付税を算定する段階において、ふやせる項目も若干あると思います。人口減少の特別対策事業費なども、算定する中でふやせることがあります。逆に、今話がある民間委託、今回も観光交流センターを民間委託でやっているんですけれども、そういうことで、今、地方交付税の算定でトップランナー方式があります。これについて、私は、住民サービスの低下とかそういう問題で地方交付税自体をゆがめると思っております。そういうことで、地方交付税を何とかもう少しもらえると、交付できるような対策を若干考えていただけないのかお聞かせください。

それと、住民基本台帳の、第三者がとることができるかの質問なんですけれども、地方公共団体、弁護士等もとれるということが答弁にあったんですけれども、なぜこれを聞いたかという、愛知県ではないんですけれども、千葉県の佐原税務署なんですけれども、事前に情報収集ということで、本人に無断で取得をすることが起こっております。

そこで、これが実際に当町でも行われているかどうかということに対して質問なんですけれども、住民票の写しを税務署など地方公共団体からは請求できるということなんですけれども、税務署などに住民票の写しを交付できる、請求できるのは、税務署で必要がある場合とされております。これは限定されていると思います。その中で、今回、住民票の写しの交付の請求書の中身なんですけれども、利用目的、請求理由を書く場所があります。千葉県の話なんですけれども、請求理由について税務調査という記載だけで終わっております。請求理由を明らかにすることができない理由として、税務調査等に関する情報を第三者に明らかにすることにより証拠物件等の仮装隠蔽につながるおそれがあるということを記載して住民票を請求しております。

実際に蟹江町でこのような案件があったのか、仮にあった場合は、どのような請求理由で住民票の請求が行われているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

以上です。

○税務課長 鈴木孝治君

今ご質問いただきました、換価の猶予を滞納されている方に話をしているかというご質問でございます。

まず、滞納されている方が納税相談に来られた場合には、その方の収入状況ですとか、聞き取り調査とか、税務課ですので前年の収入状況はわかるんですが、現在の収入状況は聞き取りをして、一括で払えないということであれば、分割納付の話ということに入っていくこととなります。その中で、こちらのほうからあえて換価の猶予という話をすることはめった

にございませぬ。換価の猶予と申しますと、やはり、災害に遭われたような方で、それに伴って生活が困窮しているという申し出とか、それに匹敵するぐらいのことがご家庭内で起きている方に対して行うものですので、聞き取りをしている中でそういうものに該当すると思えるような状況であればそういう話はするかもしれませんが、ほとんどの方は、別に収入が減るわけでもなく、ただ税金を払っていないだけという方のほうが多いものですから、そういう方については、今一括で苦しいのであれば分割納付のご説明をさせていただいております。

以上でございます。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

では、私のほうから地方交付税がふえるような方策はないのかというところのご質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、あくまでも、地方交付税の趣旨というのは、財源の不均衡の調整というところでございまして、逆に、自主財源が減れば地方交付税というのは上がってくると思えますけれども、町の今の財政の方針といたしまして、何とか自主財源を上向きにしたいというところで施策を打っているところでございますので、自主財源を上げながら交付税を上げるというところだと、方策としては非常に難しいものがあるのではないかと思います。

ただ、地方交付税の中に2種類ございまして、普通交付税と特別交付税というものがございまして、普通交付税が交付税全体の94%ぐらいを占めているのですけれども、残りの6%部分が特別交付税ということでございまして、こちらのほうは、災害とか、緊急というか、本来の普通交付税に当たらないところで何か財源措置をとるところで、国の制度でございまして、ですので、こちらの特別交付税、災害があるということではいかんものですから、災害以外のところで特別交付税が交付されるような案件等がないかも含めて、しっかり財政当局で精査してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○住民課長 中村和恵君

税務署とか国税庁のほうから住民票の請求があつて、それを出しているかというご質問にお答えいたします。

30年5月に、国税庁のほうから総務省に、そういう交付請求に用いる様式の一部改正という文書が出ております。それに基づきますと、請求事由のところは、明らかにできない場合は、請求に係る住民のプライバシーに対する配慮が必要であるためという形の理由を書きなさいみたいな、そういう形のものになっておりますけれども、国税庁のほうから総務省にそういう通知が行き、総務省から県のほうへ、県からうちのほうへという形で通知が来ておりますので、住民票は交付しております。

蟹江町の場合、税務署に交付したことがちょうどこの時期にあったか調べてみたんですけども、2、3件ありました。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

住民票のことについて最後にお聞きします。

確かに、国税庁のほうから請求があった場合、今課長からあったように、協力のお願いと  
いうことで通知も来ているみたいです。実際に、では個人情報はどうなのか、本人の同意が  
ないのに勝手にとっていいのかという問題がやはりあると思います。請求理由についても、  
一方的に、今回は税務調査ということを行っていますけれども、そういうことで簡単に個人  
情報が、国税庁から請求があったら出さざるを得ないということになってしまうんでしょ  
うが、では、実際に蟹江町で本人以外の住民票の請求があった場合に、本人にお知らせをす  
ることがあるのかどうかということの確認です。

この問題については、近隣の市町村でも調べているんですけども、あま市が結構多いん  
です。聞いた話しによると100件、200件の住民票の取得をしているみたいで、その辺につ  
いて、蟹江町は2、3件だと。では、その2、3件が、どんな人が住民票の請求をされてい  
るのかというのがあります。あくまでも協力のお願いですので、去年も住民税の特別調査につ  
いてマイナンバーの記載でいろいろ質問しましたが、これについても、当初は総務省の指示  
だから仕方がないという答弁でした。その中で、そうやって問題があるということが変わっ  
ていきますけれども、その辺で、本当に住民票の提出が必要かどうかを判断するのに、もう  
少し考えていただきたいと思います。

○住民課長 中村和恵君

第三者が自分の住民票をとったときに本人が知る方法があるのかということなんですけれ  
ども、本人通知制度というのを蟹江町はとっておりまして、これは、住民票を誰かがとつ  
たら通知をくださいと、登録していただければ、あなたの住民票をとられましたという通知  
を送りする制度は持っております。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで、給食センター所長、生涯学習課長の退席と安心安全課長の入室を許可いたします。  
暫時休憩します。

(午前9時51分)

○議長 奥田信宏君



休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時53分)

○議長 奥田信宏君

歳出は款別に質疑を受け、款別ごとに1人3回までといたします。

1款議会費、44ページから47ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、46ページから99ページまでの質疑を受けます。

○4番 石原裕介君

4番 石原裕介です。

63ページのふるさと納税なんですけれども、この間一般質問でもさせていただきましたが、ふるさと納税の納税業務委託料、これがふるさとチョイスのサイト料になるのかお聞かせください。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

ふるさと納税業務委託料のご質問にお答えをいたします。

こちらの内容といたしましては、ご質問がありましたシステム使用料というか、サイトの利用料が主でございます。そのほかに、返礼品をお送りするときにいろいろな手間がかかるんですけれども、その手間賃のほうもこの中に入っておるところでございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

では、この123万円というのは、全部がサイト料ということではなく、この一部ということですね。この123万円の委託料というのは、先ほど言われたように、サイト料だけではなく、その中には返礼品に対しての手数料なりも入っているということで、もう一つ、なぜふるさとチョイスを選ばれたのか、もしわかれば教えてください。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

実は、こちらを導入する際に、いろいろ業者の方にご説明を受けまして、どこの業者がいいのかという選定をしました。そういう中で、ふるさとチョイスさん、実際は株式会社トラストバンクさんというところが運営されていますけれども、こちらのほうが全国のシェアがトップワンでございます。近隣、愛知県内の導入の市町村も結構多うございまして、蟹江が平成28年7月からやっておりますけれども、導入した場合、こちらの業者が最良だということ判断して、この業者にしたということでございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

79ページの交通安全対策事業について、この中から2点質問させていただきたいと思ます。

まず、交通安全対策の中の、愛知県警の平成29年度中の自転車利用者が第一原因となった交通事故発生件数は、蟹江町は県平均より高くなっております。また、29年度中の自転車乗車中の交通事故死傷者数も県の平均より高くなっている状況になっております。

当町でも、皆様既にご承知のように、ことしに入ってから、須成地区でも自転車同士の死亡事故、車と歩行者の死亡事故とか、また、今月に入り、13日の夕方5時ごろ本町5丁目の町道で、自転車で横断していた人が軽自動車にはねられて亡くなるなど、3件の死亡事故が起きている状況でもあります。そういう意味で、このような多発する自転車や自動車が絡む交通死亡事故に対しまして、交通安全対策の上からも、町当局はどのような安全対策を考えてみえるのかお聞きしたいと思ます。

この交通安全対策事業の中でもう一つお聞きしたいと思ます。県道津島蟹江線の歩行者用信号機の設置についてであります。

場所は、蟹江町役場から北へ戻った蟹江町役場北の信号機のあるところではありますが、ここには歩行者用の信号機の設置がされておられません。この交差点の歩行者用信号機の設置については、数年前、学戸小学校の通学路の総点検におきましても要望等も出ておりました。これも10年以上になります。そういう意味で、警察、また公安委員会、そういったところに要望が出されていたと思ます。その後も、通学路の総点検もあり、子供の親御さんからも要望がその都度出ておりました。このことについて、私も、町当局へ、議会の中でも、歩行者用信号機の設置について今まで設置要望をさせていただいているわけなんですけれども、最近になって、また親御さんから歩行者用の信号機はどうなったということで要望がありました。特に、歩行者用信号機の設置は、ここは通学路になっておりますので、一日も早い信号機の設置をしていただきたいということで今まで要望しておりましたが、警察や公安委員会への要望はどこまでされているのか、また、歩行者用信号機設置の要望はどうなっているのかお聞きしたいと思ます。

この2点をお聞きします。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、交通事故のご質問ですが、平成29年度中の蟹江町での人身事故でございますが、全体で213件ありまして、287名の方がけがをされている状況であります。重傷は7件で7名、軽傷が206件で280名となっております。平成30年度に入りまして、皆様方も既にご承知のとおり、残念ながら、蟹江町で3名の方がお亡くなりになっているという状況で、その中で、2名の方が自転車による事故でお亡くなりになりました。

自転車での事故は、非常に高エネルギーの事故となりまして、命にかかわる事故だと認識

しております。その点につきましては、ヘルメットの着用というのが命を守るために非常に重要だと思っておりますが、調査しましたところ、現在県内で4つの市につきまして自転車条例というものがございます。蟹江町では、平成13年4月に交通安全条例というのを施行しておりますが、まだ自転車条例についてはございません。今後は、そういったところも検討いたしまして、交通事故死をなくしていきたいと考えております。

次に、蟹江町の役場北交差点の信号機の設置というところのご質問でございますが、まず、信号機の設置の流れについてお話をさせていただきます。

町内会とか学校から町への相談、要望がありましたら、蟹江町と共に蟹江警察に設置の要望をいたします。愛知県内では45の警察署がございまして、その管内おのおの、ほぼ年間1カ所の設置状況と聞いております。緊急性の高いところからの設置となりまして、警察が公安委員会へ設置要望をいたしまして、優先順位がつけられると聞いております。

お尋ねの信号機設置の要望ですが、平成22年5月に学戸小学校PTAからの要望を受けまして、蟹江警察署に歩行者用信号機の設置を要望いたしました。その後も、28年6月、ことしの6月にも、現場に立ち会っていただきまして要望をしている状況でございます。

以上です。

○1番 松本正美君

まず最初の交通安全対策について、特に、ことしになってから死亡者が3人出ているということで、本当に安全対策をしっかり取り組んでいかなければいけないなど、このように思うわけなんです。町当局におきまして、自転車においては、自転車安全5原則にのっとり進められておると思うわけなんですけれども、まだまだ徹底が弱いのではないかと、このように感じるわけなんです。だから、そういう意味では、しっかり周知徹底ができるような、強力的な自転車安全5原則の啓発をしっかり取り組んでいただきたいと思っております。また、安全講習会も行われていると思うわけなんですけれども、これも、ただ死亡者が出たから云々ではなくして、やはり、日ごろから徹底した強力的な安全運転講習会を蟹江町としてもやっていかなければ、こういう死亡事故につながっていくのではないかと思います。

それと、先ほど課長のほうからもお話がありましたように、特に、高齢者が自転車に乗って車と接触して倒れて、一番被害を受けるところは頭だと思うんです。ヘルメットというお話が先ほども出ているわけなんですけれども、今後、やはり、こうしたヘルメットの着用というの、名古屋のほうでは条例を決めて取り組んでおりますので、蟹江町でも、そういった強力的な、ヘルメットをかぶるなり、そういう条例を決めるぐらいの取り組みをしていかなければ、こういった死亡事故も防げないのではないかと思います。特に、子供さんはヘルメットをかぶっている方は結構見えますけれども、高齢者の方はほとんど皆無というか、ヘルメットをかぶってみえない方が多いと思っておりますので、万一こけたときには、ヘルメットは有効ではないかと、このように思っておりますので、そういった意味を含めて、今後の安

全対策についてもお聞きしたいと思います。

それと、通学路の歩行者用の信号機についてでありますけれども、県の公安委員会へ要望はされておるといことで、緊急性の高いところから進めているといことで、それでは、この北の交差点は緊急性がないのかといえ、いつ何どき、歩行者、子供さんが通学路で巻き込まれるかわからないものですから、そういったことも含めて、これは以前から要望していますので、一日も早く交差点に信号機がつけられるような取り組みを町当局はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○安心安全課長 高塚克己君

まず初めに、ヘルメットの件につきましてお答えをいたします。

蟹江町としましては、ヘルメットの条例等々を、先を考えましてアンケート調査を実施しております。ヘルメットを持っていますかという質問と、ヘルメットがもしあればかぶりますかというアンケートを実施して、ヘルメットを持ってない、しかしながら、もしあればかぶりますかという質問に対しまして、残念ながら、有意な回答はゼロでありました。そういったところも踏まえまして、ヘルメット条例というところに行く行く考える。

現段階としましては、先ほど議員さんが言われたとおり、高齢者に対するいろいろな、自転車の正しい乗り方とか、そういったものを学んでいただき、今後も、各長寿会とかを対象として高齢者の交通安全教室を開催するなど、意識の啓発を続けていきたいと思ひます。また、今月の26日には、海部南部高齢者交通安全総決起大会を蟹江中央公民館で開催をしまして、高齢者の交通事故を減らすための交通安全啓発を実施していきたいと考えております。

続きまして、蟹江町役場北の信号交差点の歩行者用信号の設置につきましてお答えをいたします。

蟹江町も、先ほど申しましたとおり、平成22年5月の最初の設置要望から数回にわたって強く要望しておりますが、これは正式決定ではございませんが、ことしの7月末に土木農政課のほうに蟹江警察署の交通課の規制担当から、今年度中に設置できる可能性があるという電話連絡がありました。その後、正式決定や工事時期等は後日通知するという報告を受けております。今後も、こういった設置要望につきましては、警察のほうから公安委員会を通しまして、ほかの箇所につきましても粘り強く要望を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

最初の自転車のヘルメットの件も、先ほど課長のほうからお話がありましたけれども、確かに、アンケート調査をとられたらヘルメットをかぶる人は少なかった、ほとんどいなかったという話ではありますが、これは、やはり、交通安全講習会、自転車の5原則の講習会などを通して、死亡事故の重要性をしっかりと町民の皆様に訴えていただけるような啓発をしっかりと行っていただきたいと思ひます。まだ意識が、自転車に乗っておって倒れたときにそうい

うことにつながるんだということが、まだまだ町民の皆様には理解がされていない部分があると思います。確かに、子供さんはヘルメットをかぶっていますが、高齢者はかぶっていない状況で、面倒くさいというのものもあるかもわからないですけれども、自分の命は自分で守るのが原則でありますので、そういった意味での安全対策をしっかりと取り組んでいただくよう要望いたします。

それと、歩行者の信号機につきましては、少し明かりが見えてきたかなと、このように思っておりますので、しっかりと要望していただいて、一日も早く歩行者用の信号機がつくように、子供たちの安全を守るためにもつけていただくようによろしく願いいたしまして、要望として終わりたいと思います。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川でございます。

75ページの中段でございます嘱託員行政視察についてお伺いをいたします。

これは、毎年年度の初めに、各嘱託員の方に町側が、親睦を兼ねたというんですか、そういう形で1泊2日で研修旅行に行かれるということだと思いますけれども、まず、行き先なんかは町が一方的に決めてしまうのかどうなのか。嘱託員の方も交えての行き先の選定なのか。それから、1人当たりの予算はどのような扱われ方をしているのかお願いいたします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

嘱託員の行政視察の特別旅費等のご質問でございます。

こちらについて、行政視察の行き先につきましては、例えば、防災とか観光とか、その都度テーマを持って、町側のほうで視察先を決めております。それから、1人当たりの費用等につきましては、行き先が遠隔地であればそれなりの交通費等もかかりますし、毎年幾らというところまではあれなんですけれども、旅費につきましては大体4万円前後のところ、毎年行き先をその範囲内で決めているところでございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

わかりました。

1年に1回ずつ、嘱託員の方々は、1年で変わられるところもあるし、2年、長いことやってみえる方も、いろいろみえるものですから、研修で親睦を深めると同時に、いろいろな嘱託員のお仕事を皆さんで話し合っやっていかれる。それはいいやり方だと。当然町長もそれに同行されているということをお聞しております。

お金の出し方なんですが、今、4万円程度の費用でやっておるということをお聞きしたんですが、1回は、嘱託員個々に、お金は実際は動いておらんとするんですけれども、承諾書みたいなものが出ておるのではないですか。4万円受け取りました、A町内の嘱託員の方に、一人ずつ出ておるということをお聞しております。そういうことを考えると、この決算でも

そうですね、1人頭4万円は使っていないはずなんです。僕が計算したら3万6,000円ぐらいになったのではなかったですかね。そうすると、その残金はどういう処理をされるのか。我々も政務活動費、あれは5,000円の年間ですから6万円です。自分が使っただけ、6万円以上使ったなら使ったでそれはいい。残ればお返しの形です。そうすると、今の嘱託員の方のお金の処理はどういうふうに理解をさせてもらおうとよろしいですか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

嘱託員の行政視察の旅費についてでございます。

あくまでも、嘱託員の方というのは、この前の一般質問でもございましたように、非常勤の特別職というところで、いわゆる町の職員です。非常勤特別職の方が町の公務で行政視察をされるというところでございます。

そもそも、特別旅費というのは、特定の事務事業のためにそういう旅行をされるときに支払う扱いでございます。現在、そういった嘱託員の方が行政視察に行かれます際には、事前に概算払い、先ほど申し上げた旅費1人当たり4万円の概算の請求書を参加者の嘱託員の方にお出しいただきまして、最終的に、今回は、議員おっしゃったように1人当たりの金額が3万6,081円ございました。その差額のところで精算する形になりまして、概算のところでは最初に旅費のほうを出しまして、精算額が確定した段階で精算書を各参加者の方にお出しいただいて、残りの部分の残金につきましては、公費のところにお戻りする。そもそも、出したこちらの予算のところにお戻りする、そういう流れで会計処理を行っております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

だから、お金自体が個人なのかどうなのかというところなんです。とりあえず、個人に1回判をつかせてやっておるわけでしょう。残ったお金というのは、町内会で有意義に使ってもらうと一番いいんですけども、そういう形じゃないとちょっとおかしいような気がするんです。聞くところによりますと、決算報告も、過去一度もないようなことを言われる。ことしては出たようなことを言ってみるだけけれども、過去1回もないというのは、嘱託員の方はわかりませんよ。1年、2年で変わっていったらもうものですから、システムはこういうものだ、毎年年度の初めに町長が来てご苦労さんと親睦をやって、それでいいと思うんですけども、お金の出し方だけはやはりきちんとしていかんと、会計報告はきちんとやっていかんと誤解を招くおそれがあるんです。ですから、そのところはやはりきちんとわかるような説明をもう一度お願いします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

会計報告の件につきましては、今まで公務で旅行されておりました、こういった公務員の非常勤特別職の方が視察をされる際に、一々収支の、参加費用の内容のところの明細についてはお出しをしておりませんでした。そういったご意見も特に嘱託員の行政視察については

ございませんでしたけれども、今回そういったご意見を一部から頂戴いたしまして、収支の報告書を各参加者の方にしっかりとお送りいたしまして、支払いの内訳のほうを周知をさせていただいた次第でございます。今後も、公務でこういった形で行政視察をされる際には、嘱託員の方々に適正な会計処理をしながら、そういった支払い明細のほうもお送りする方向でいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

総務費の途中ですが、まだ総務費で質問がおりますので、ここで暫時休憩をして、10時35分から再開をいたします。

暫時休憩とします。

(午前10時19分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 奥田信宏君

2款総務費の46ページから99ページ、続いて質問を受けます。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田雅広です。

決算書の51ページ、職員研修事業費についてお聞きします。

実績報告書の26ページに専門研修が7つほどあると思うんですけども、見てわかるものはわかるんですけども、例えば、右のほうの政策立案研修とかプレゼンテーション研修、アサーティブ・コミュニケーション研修等々はどのような内容で、どういう人がこの研修を受けたのか教えてください。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

それでは、主要成果の26ページの職員研修事業費のご質問でございます。

専門研修の3つ、右側のところ、政策立案研修、それからプレゼンテーション研修、アサーティブ・コミュニケーション研修とございます。

まず、政策立案研修でございますけれども、私ども、こういった地方自治体の職員というのは、政策立案というのが非常に重要な職務になってまいります。そういった中で、政策を立案するためのツールとか方策とか、そういうところの研修でございます。実際、研修を受けましたのが、政策推進課の関係の職員を受講させていただいております。

それから、プレゼンテーション研修でございます。こちらほうにつきましては、毎年ございますけれども、こういった行政の仕事というのは、一般住民の方にどのように自分の仕事をお伝えするかというのは非常に重要でございます。そういった中で、プレゼンテーション

を各職場でやるんですけれども、今回のプレゼンテーション研修は一般職員の2日間のコースでございましたけれども、健康推進課の保健師が研修を受講させていただいております。保健師ですので、各母子の方々等にいろいろ説明をする際、そういった自分のスキルをアップするところの研修でございます。

それから、最後にアサーティブ・コミュニケーション研修でございます。こちらのほうは、コミュニケーション能力の開発を主な目的とする研修でございます。今回いろいろございまして、これは29年度の決算でございますけれども、29年度をもって廃止される研修メニューでございます。こちらのほうは、主に窓口の職員を、今回2人ほど研修を受講させていただいております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

ありがとうございます。

以前、町長に役場の組織機構の再編についてお聞きしたことがあります。そのときに聞いたことなんですけれども、「国も地方もかつてない厳しい時代になり、従来の方法、感覚では自治体として存続できないといったことが懸念されます。民間企業は生き残るためのリストラなど企業努力を重ねております。行政は、親方日の丸で倒産がないから安心だといったことが言われますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行もあり、実質倒産と認定されるようになり、そのようなことにならないためにも、より一層、より以上の努力をしなければならないと考えております。そのためにも、前例踏襲といった手法を改め、経営感覚を取り入れた行政運営に取り組むべきと考えます」とお聞きしたところ、町長の答弁としては、「まさに経営感覚を取り入れたこれからの行政運営というのが大変必要になりますし、不可欠であります。私が平成17年4月に町長に就任して以来、YUME創り会議という会議を催しております。締めの方で、やはり、創造力がある、いわゆるイメージーションできるクリエイティブな公務員をこれからもつくっていただき、住民の皆さんの安心・安全をしっかりと担保できるような、そんなまちづくりをこれからもしてまいりちというふうに考えております」とご答弁をいただきました。

とはいえ、この研修内容ですと、創造力、いわゆるイメージーションあるクリエイティブな公務員はなかなかできないのではないかなと思います。やはり、こういう公務員をつくっていくには、マーケティング等々が必要ではないのかと思います。マーケティングというと、販売促進ですとか宣伝広告といった非常に商業主義的な考えがあるかというふうに思うんですけれども、経営学者のドラッカーは、企業の目的は利益追求だけではなくて顧客の創造であるというふうに言っております。これを自治体に当てはめれば、人口減少時代において求められていることは、住民の創造だと思っております。そういうことをしていくには、やはり、マーケティングが必要ではないかと思います。



実績報告書の91、92ページ、図書館のところなんですけれども、前回の一般質問で図書館のことをお聞きして、ずっと調べていたので、ここに26年からの事業効果が載っていると思うんですけれども、27年、28年の図書館の事業効果の内容が、全く一緒のことが書いてありました。26年については、後段は全く同じ。前段の内容は、表現が違っていても内容はほぼ一緒でした。29年はどうなのかなと思って見ていたんですけれども、多少は変わってはいるんですけれども、利用人数、日数が違うので出し方が難しいと思うんですけれども、例えば、入館者数を開館日数で割った場合、14万4,344人を277日で割ると521.97、端数を切って1日平均521人利用しているというふうに見ていった場合に、24年が580人、25年が548人、26年が540人、27年で少しふえて553人、28年はまた下がって539人、29年が521人と、基本的に下がっていているんです。ですので、29年の効果に関しても、多少数字的な分析なども、私としては欲しいなと思っています。もしやっているんだとしても、こういうところにあらわれてきていないので、別に図書館を目のかたきにしているわけではないですけれども、たまたま前回一般質問しているので調べたので図書館の話をしていますけれども、やはり、そういった意味で、マーケティングというのは本当に必要ではないかと思います。

よくPDCAという言葉も出てくるんですけれども、プランとドゥはできているんですけれども、チェックとアクションが本当にできているのかなと常々思っています。そもそも、プランを立てるにしても、例えば、ソート分析等をやらないとプランも立てられないのではないかと思います。ソート分析というのはマーケティングの手法になっておりますので、そういう意味では、マーケティングの研修というのは絶対に必要ではないのかと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

今、図書館のことを例に挙げて言われました。総務の関係で、私は、これからの公務員というのはイメージーションをしっかりと働かせなければいけないという話をさせていただきました。そもそも、マーケティングという言葉だけを捉えれば、市場をしっかりと把握をして、私も一般企業に9年半おりましたので、あくまでも、市場分析をして、顧客のニーズ、ユーザーのニーズをしっかりと把握した上に、需要と供給のバランスをしっかりと、なおかつ利益を上げろというのが、古い人間かもしれませんが、私は、そうやって民間の会社で教わってまいりました。

公務員は、そういう意味でいけば、蟹江町は今3万7,700人住んでございます。どんどんふえていただきたいんですけれども、皆さんのニーズは、やはりそれぞれ違うというふうに思っておりますし、住民サービスというのは形としてなかなかあらわれにくいものがあるというのは、議員もご理解いただけるというように思っています。

YUME創り会議で情報の共有をとりながら、PDCAというのは全てのことに当てはまることでありますので、あえて、今回これに対して注釈は避けさせていただきたいと思いま

すけれども、公務員として、今現在それぞれのポジションでいろいろな住民サービスをやっているわけでありますので、そういうときには、国・県から言われた委任業務だけを譲渡して、自分が流れ作業の一つのパートであるという考え方ではなく、そういう考え方の中で、地方自治体をしっかり堅持した中で、蟹江町ができる住民サービスはどういったものかということをしっかり勉強していただけるような、考えていただけるような、そんな公務員になっていただけるといいなということで、情報の共有をしながらYUME創り会議をやっているのは事実であります。

ただ、YUME創り会議というのは部長クラスの方でありますので、そこで培ったいろいろなノウハウを下にしっかりとマネジャーの方が教えていく必要がありますし、当然、1カ月に2回部課長会議もございますので、意見の交換等々はやられると思います。ただ、先ほど言いました研修ということになりますと、先ほど実績報告の中にありましたような大きな研修があります。ただ、小さな研修もそれぞれのポジションでプレゼンしてございますので、全部が全部ここに挙げてあるとは思っておりません。少なくとも、それぞれのポジションで必要なスキル、それから必要な方法を勉強する、そういう研修もあれば、応酬話法の勉強をする小さな会議もあるようでありますので、できるだけたくさんの研修に出ていただけるように、政策推進が多分窓口になってございますので、これからも進めてまいりたいというふうに考えております。

適切な答えになったかどうかわかりませんが、民間企業の手法を十分取り入れるというものの、やはり、公務員という一つの柱、コアだけはしっかり守っていかなければいけない難しさはあるというふうに思っております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

当然、公務員の皆さんですので、利益を追求するのはおかしいというところは十分理解しております。しかしながら、今図書館の例を挙げましたけれども、図書館の利用率が上がっているということは住民の方が満足しているということですし、ということは、やはりそれが町の魅力につながっていったらいいし、最終的には人口がふえるということにつながっていくと思います。なかなか役場内でOJTというのは難しい問題はあるかと思っておりますので、そういった多少の経営者としての感覚というのを取り入れるような研修というのは、ぜひしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

2点お願いしたいんですが、1点目は、91ページの税の徴収事業です。

税の徴収事業は、予算を編成した時点で、インターネット公売の手数料とか、公売物の鑑

定手数料という項目が挙げられていたと思うんですが、決算書におきましてはそのようなことで費用を使ったという形跡は挙がっておりません。それでお伺いしますが、町は差し押さえということをやっておりますので、差し押さえした件数も実績報告書にも載っておりますが、事実上、インターネット公売に該当するようなものがなかったのか、公売をしなければならないような事態のものがなかったのか、また、あってもそれをしていないのか、どのような状況であるかということ、まず1点目にお伺いをしたいと思います。

2点目ですが、これは実績報告書の27ページにかかってくるのですが、電算費用なんですけれども、電算業務委託料というものが非常に、雪だるま式という言い方はちょっとおかしいですけれども、どんどんこれはふえておりまして、ことしも、間違いがなければ2,300万円ぐらいがこれでふえているのではないかなと思うんです。

電算化ということは、以前は、この効果は、紙を減らすとか、人を減らすとか、事務量が減るとか、そういういろいろな利点があるという面から捉えられておりましたけれども、最近、そんなことでも何でもなくて電算化をどんどん進められまして、その費用も、自治体としては物すごく負担していくというような実態になっているかと思うんです。以前は、一般会計の中で1%ぐらいが電算費用としてふさわしいのではないかという議論をした記憶もあるんですけれども、今やそれどころではないんですが、電算委託料というものが町全体に占める割合というのは大体どのぐらいになっているんだろうと思うと、把握しにくいんですが、とくに1億円を超えていると思うんですが、わかれば、全体でどれくらいかということをお伺いしたいんです。

それから、委託料というのは、ほとんど日本電算という会社に、非常にいい会社でありますけれども、委託しているというふうに思うんですが、まず、その確認と、日本電算との取引額というのは今幾らになっているんだろうかというふうに思いますので、その2点についてお願いをいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

それでは、差し押さえ関連の質問でございますけれども、インターネット公売手数料ですとか公売物鑑定手数料が使っていないということなんですけれども、まず、こちらのほうが予算として組まれた経緯なんです、滞納整理機構に加入したときに、1回車の公売というのをやっております。それを踏まえて、その翌年以降、こういった機構に加入している間はそういったケースがあるかもしれないということで、この予算をずっとつけておりました。ですが、実際には、それ以降、公売手数料ですとか、そういったものは使っておりません。30年度では、こちらのほうは、もう予算に上げていない状態でございます。インターネット公売ですと、実際には、動産です。その家の中に検索に入って、家の中の物を引き上げてきてそれを売るという作業になるんですけれども、蟹江町としましては、実際に家の中まで入っていくということは現在やっておりませんので、こういったものも今は必要ないか

など思っやめております。

あと、公売物鑑定手数料のほうは、不動産物件の差し押さえを公売する場合に鑑定士さんに依頼するという予算で計上しておったんですけれども、実際には、蟹江町の今の職員のレベルとか、そういったものもあるんですけれども、滞納されている方とお話をするときにも、実際に売る段階になれば、公売ではなくて任意売却のほうをお勧めして、自分で不動産屋さんに行ってもらって、自分で売ったほうがいいですよ。公売ですと実際の市場価格よりかなり安くなってしまいますので、それをしてさらに滞納者の方を苦しめるのではなくて、ご本人様のご意思で自分で売られたほうが市場価格で売れますので、そちらのほうを指導してやっていますので、実際に不動産を町が公売にかけるということは、今はやっておりません。以上でございます。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

電算費につきましてご質問いただきました。それに対してお答えをいたします。

主要成果報告書の27ページが一番上に総合行政ネットワーク等整備事業とございます。電算関係につきましてはここから始まりまして、30ページの下から2番目のところ、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、こちらまでが電算費で、今回ご報告をさせていただいております。それで、前年対比をいろいろ分析しましたら、総合行政ネットワーク事業から先ほどのセキュリティ強化対策事業まで、前年度と比べますと、逆に1,000万円ほど減っております。

なぜかと申しますと、かつては、今中村議員ご指摘のように、電算化することによって人的な効率化、人を減らすとか、用紙等がなくなるとか、そういうメリットを追求しながら電算費を計上しておったんですけれども、近年、電算費の内容を見ますと、マイナンバーもそうなんですけれども、国のほうのいろいろな強化事業、例えば、セキュリティ強化対策事業とか、町独自ではなくて、国のほうからのいろいろなご指示、ご依頼がございまして、電算費というのがふえております。基幹系のシステムの制度改正とか、国のほうの絡みのところで電算費が非常にふえているのが現状でございます。

それで、一般会計のうちの電算費に対する割合とか、委託料の予算に対する割合のご質問でございますけれども、今手元に資料を持ちそろえておりませんので、お答えのほうは控えさせていただきますけれども、いずれにしても、電算費、蟹江町独自のところは、先ほど出ました日本電子計算株式会社様のほうに、27ページでいきますと住民情報管理事業とございますけれども、こちらから、次のページ、28、29ページのところの住民基本台帳ネットワーク事業のあたりまでが日本電子計算様のご契約による事業でございます。

そのほかに、電算費の内訳といたしまして、内部情報系として、日立システムズ様のところで、メール管理とかポータル掲示板管理とか、いろいろなところの内部情報系につきましては日立さんをお願いしているというような現状でございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

徴収事業についてですが、今答弁していただいたんですが、私がお聞きしたいことは、不動産で、税金がずっと滞納されていて、公売すべき物として該当するのではないかと思われるような物件について、今課長のほうから、任意売却を勧めているというお話でした。もちろん、任意売却したほうが高く売れますし、トラブルもなくいい状態になるんですが、任意売却をお勧めするのはわかるんですけども、全部が全部任意売却で対応してくれるかというのと、そうでもない場合があるんですよね。それで、長年にわたり税金を払わない不動産というものも存在しているのではないかというふうに思うんです。

当然、行政が公売しているよその市町は大きいところではばらばらあるんですけども、小さな市町というのはそういうことをほとんどやっていないわけですよ。何でやっていないかといったら、ノウハウがないというお話が前にあったんです。やる必要があってもノウハウがないのでという話をお聞きしましたが、機構が設置されて、まず、機構のほうにそういうノウハウがある。職員をそこに派遣してノウハウを学んでくるというお話が確かにあったと思うんです。

それで、今お聞きしたいことは、何も公売ということをお勧めするわけではないんですけども、その必要性があるにもかかわらず放置しているということがあれば、それは問題なものですから、そういうときに、町としてはノウハウがあって、町の職員としてそれに対応していくことができるのかできないのかということが1つの疑問ですので、それをお伺いしたいと思います。

私がこれを申し上げますのは、税金を滞納している物件をかつて知っておりまして、町が公売してくれればいいのにと話があった物件もあったんですけども、参加差し押さえだけして、それを処理しようとしないと。もちろん、公売をすることにかかる費用と得られるお金との関係があるので、ケース・バイ・ケースだとは思いますが、ただ、そういう姿勢というか、必要性に対してどういうふうな対応がとれるのか、とれないのかということからそれをお伺いしていますので、その点の必要性、やろうと思えばできるのか、やろうとすべき物件があるのに対応していないのか、その辺の実態についてお伺いしたいと思います。

それから、電算のほうなんですけれども、そうしますと、全体としては減ったという話があったんですが、住民情報管理事業に関しては、委託料というのがふえているということだと思うんです。ということは、恐らく国のほうの事業に合わせて対応しようとするれば、こういうふう導入していかなければいけないということが実態かなと思うんです。

今の答弁でよくわかりませんでしたのが、日本電子さんをお願いしているということは間違いはないということで今お話があったと思うんですが、日本電子さんとの取引額について今

言っていただいたか、今はわからないのか、どうでしたか。というのは、蟹江町は日本電子さんに長いことお世話になっておりますよね。年金を電算化する時代から蟹江町は日本電子さんにお世話になっておりまして、それで経過しているんですが、取引量も本当に大きなものになってきているのではないかなと思いましたので、後日でもいいですので、もしわかればそのことについてお願いをしたいと思います。

答弁としては、不動産の売買にかかわる対応の仕方についてもう一度お伺いしたいと思います。

○税務課長 鈴木孝治君

不動産を差し押さえしてある場合の対応ですけれども、今緊急に売らなければならないような方は存在しておりません。不動産を差し押さえしている方は何人かいるわけですけれども、実際には、分割納付をされていたり、給料の差し押さえが併用されていたりということで、徐々に減っている段階ということでございます。

あと、不動産を差し押さえしている意味といたしましては、税の債権を保全するという意味がございます。万が一のときには、例えば、それがほかの債権者から競売とかになる可能性もありますので、そのときには税のほうで優先されるように差し押さえをつけておくという意味がございます。

あと、対応できるかどうかということなんですが、本当にいざとなれば、愛知県の公売というのを共同でやっておりますので、そちらのほうにさせていただくという方法がございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

私もマンションに住んでいるんですけれども、時々その一室の処分に大変手を焼いたり、困ることがあるわけです。世帯数が多いものですから。一般の戸建てのところもそういうところがあると思うんですが。

最後にお聞きしておきますが、そうしますと、対応しようと思えば、県も絡んでそれはできるということかもしれませんが、町として基準ですけれども、どういう状態になったら公売という判断をするのかという基準というものは持ってみえるんですか。そういう基準は別がないのか。何年間たてばその対象になるのか、ならないのか、その基準というようなものをつくって、その基準に当てはめてやらないと、不平等も起こりますし、いろいろ問題が起こることがあるかと思っておりますので、そういった基準というものはあるのかないのかということをお伺いしたいと思います。

○税務課長 鈴木孝治君

公売に関する基準があるかどうかということですが、そういった基準はつくってございません。そういったときになれば、ケース・バイ・ケースで判断していくということになると

思います。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

71ページの平和祈念事業について少しお伺いをいたします。

実績報告書の32ページにもあります。中村議員から読谷村との関係で平和事業を進めたらどうかという一般質問もありました。実績報告書にも書いてあるんですけど、もう少し具体的に、ここには平和祈念広島派遣事業から原爆パネル、平和リレートーク負担金等が書いてあります。もう少し詳しくお尋ねをいたします。

○政策推進課長 北條寿文君

私のほうから答弁させていただきます。

もう少し詳しくということですが、まず、広島派遣につきましては、2日間の日程で、当局事務局の職員が1名引率をさせていただいております。実際には、当日到着いたしまして、広島青少年平和の集いというものに参加をさせていただき、全国の各地から集まった中学生の皆さん、約数百名みえますが、その方々と一緒にディスカッションをしております。それから、そのプログラムの中で被爆体験講話というものを聞きまして、そして平和記念資料館を見学して1日目が終わります。2日目が、朝一から、世界中から集まってくる広島平和記念式典、こちらのほうに参列をさせていただき、午後からは広島の観光ということで、ここ最近では宮島に向かっておりますが、観光をして帰ってくるということでプログラムを組んでおります。

あと、原爆パネル展につきましては、8月を平和強調月間として捉えておりますので、図書館とコラボレーションいたしまして、図書館の2階ギャラリーで1カ月間、原爆の悲惨さ、命の大切さというものを訴えかけるパネルを展示させていただいております。

あと、8月の下旬になりますが、平和リレートークということで、こちらのほうは、おとしまでは平和祈念映画会というものを実施しておりましたが、最近、上映する映画がレンタルなんかでも借りられるということで、昨年度から改めさせていただきました。まさに、この29年度が初回の事業でありましたが、3部構成で、まずは平和祈念音楽会、これはソプラノの方を招いて平和に関する歌を聞かせていただくというのを30分弱、その後、被爆体験講話ということで、実際に被爆者の方をお招きして体験談を聞かせていただいております。そして最後に、広島平和記念式典への派遣業務の報告ということで、実際に行った中学生にもお越しいたごいて、住民の皆さんの前で感想発表というような形で一連のプログラムを組んでおります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

平和リレートーク、昨年からリレートーク方式で平和について、語り部さんからお話を聞いたり、記念式典に参加した中学生の報告を聞いて、来てくれる方の人数が若干少ないかなと思うんです。そこで、私も知らなかったんですけども、隣の弥富市が中学生の広島研修事業ということで、2011年から中学2年生全員が1泊で広島へ行っているそうです。内容としては、弥富市は平和記念式典には参加しているわけではなくて、秋の11月に行っているみたいです。行程としては、平和記念公園の見学、原爆ドーム、平和記念資料館、平和の塔、折り鶴の献呈式などを見ながら見学研修をしているみたいです。弥富市が行っている広島の研修についてご存じかどうかお願いをいたします。

○政策推進課長 北條寿文君

私が聞き及んでいるところによりますと、弥富市さんは、たしか平成23年度から、市内3つの中学校の中学2年生全員を派遣しているということでございます。今、プログラムの説明も少し言及されましたが、実際には、早朝6時あたり、かなり早い時間に全員集まって、市長さんが挨拶をされて、その後にバスで広島のほうに向かってプログラムが始まるということで、当町におきましては、広島市内ということに限定しておりますが、弥富市さんは、宿泊地は、たしか江田島の青少年施設のほうに宿泊されていると思います。あとは、呉市のほうに向かって、戦艦大和に関するところでお話を聞くとか、あとは平和記念資料館、平和記念公園といったところのプログラムということで、1泊2日、中学2年生の全員が派遣されているということで把握をしております。

○2番 板倉浩幸君

町長と教育長に、この平和祈念に関しては平和教育ということで教育も関係すると思うので、具体的に答弁できましたらお願いします。

今回資料を取り寄せたんですけども、ちょうど弥富市の市議会で一般質問がありまして、広島派遣事業についての質問だったみたいなんですけれども、服部市長の答弁の中に、「この事業は平和都市宣言を具現化したもので、中学2年生全員による広島派遣研修でございますということで、ことしで7年目になる。平成11年当時と比べると、現在はさらに核の脅威にさらされると言っても過言ではないと思っております。生徒たちが広島原爆ドーム、あるいは資料館を訪問することにおいて、戦争とは、平和とは、命とはという形で考えていただく助けになればと、平和学習研修は大変大きな意義があると思っております。恒久平和を願う心を大きく育ててくれることが私の希望であります。」と、ということで2011年度よりこの事業をやっているわけです。先ほど答弁で大和ミュージアムの話がちょっと出たんですけども、昨年からは平和公園を中止にしたものと改めたと私は聞いております。

ということで、この事業自体をどう考えているのか。僕としては、弥富市の、中学2年生の子供のときに平和とはどういうものなのか、その辺も学習しながらというのはとてもい



い事業だと思ふんですけれども、教育としては、今修学旅行なんかは東京のほうだと思ふんですけれども、修学旅行と別の話で広島研修、広島を訪れていない子供、中学生もたくさんいらっしゃると思いますので、いま一度、唯一の被爆国の日本で平和記念公園を訪れるような施策的なものはどう考えているのか、ありましたらお願いいたします。

○政策推進課長 北條寿文君

まず、事業当局のほうから考えを述べさせていただきます。

いろいろなやり方があると思いますが、まず、今板倉議員がおっしゃっていただいた、たくさん生徒、学年のほぼ全員の生徒を行かせるということは、非常に意義があることだということで共感いたします。

当町の派遣におきましては、平成5年から広島平和記念式典に参加をするというところに重きを置いておまして、式典になってきますと、全国から集まってくる中で、今、非常に限られた自治体しか枠がございません。そこを確保しながら、現在代表生徒に行ってください、そして、それをその後の、まさに今月あしたであります、中学校の文化祭の中で全生徒に報告をすることで、全校生徒で共有をさせていただくという一つの流れをつくってまいりました。

弥富市さんにおいては11月ということで、平和記念式典のときに行くということは、やはり、世界中から集まってきて、日本の中でも、最も平和に取り組む、向き合う、その機運が高まっているときだと捉えておりますので、政策的な考え方としては、しっかりとその機運の中で生徒に体験していただき、代表と言いましても、生徒会の生徒さん、非常にしっかりした学校を代表する子たちが行っていただいておりますので、そこから全校生徒に波及し、そして、町民の皆様方に報告会を行うことで全町に広げていくという一つの理念を持って考えおりますので、当局としては、そんな一定の考えでご理解いただきたいと思います。また機会があれば、教育委員会ともきちんとお話をしながら、今後の方針については話し合いたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育長 石垣武雄君

中学生の広島への派遣のことではありますが、先ほどからお聞きしておりますと、弥富市さんが23年度から、何がきっかけでということも一瞬思わんでもありませんが、多分、これは、修学旅行というよりも、市としてのお考えだったろうと。修学旅行は、今言われたように東京のほうではないかというふうに思っております。修学旅行と兼ねているということではないと思います。

先ほど担当課長が申し上げたとおり、やはり、式典に出るのに、今は多分枠がないと思ふんです。ですから、うちの場合だと平成5年あたりだったですか、ずっとやってきて、その式典に参加して世界で集まってくる。そして、そこでそれこそ総理大臣の話から、その場に空気を吸うと。

実際に、それは限られた人数でしかなかかなか難しい。それはそれで、私は続けながら、そして先ほどあったように、子供たちがこのリレートークで、そういう体験をしてきたことを皆さんに発表し、そして、学校でもお願いしておるところであります。全体の場で、1年から3年までのところで、体験してきたことを伝えていくと。ずっと長いスパンで蟹江町はやってまいりました。それはそれで、やはり僕は大事なということを思いますし、もちろんその弥富市さんがどうってことありませんが、弥富市さんの方法もまた、きっかけとか方法、内容、理念等をまた検討しながら、これは町としてのやっていく方向でありますので、考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○町長 横江淳一君

今、教育長、担当の課長のほうから話がありました。平和祈念事業のやり方というのは、それぞれの自治体、これは違ってもいいのかなというふうには思っています。

すみません、認識なくて、僕は修学旅行だというふうに考えておりましたが、そういう市長さんの考え方、そして、弥富市さんの考え方が、そういう考え方だったらすばらしいことだなとは思っています。我々、平成5年から始めたこの事業は、続く限りやっていきたいなというふうに思いますし、やっぱり継続することが、これ一番必要なのかなというのは一つ思っています。

それと、一般質問で中村議員からも質問いただきました、沖縄の件でもありますし、実際、先ほどちょっと核の脅威と言われましたが、実際、確かに世界のバランスをとっているのは、そういうことも一理そういう考え方もあるようではありますが、実際のところ、人類の歴史というのは戦争の歴史でありますので、やっぱりこれは誰かがとめなきゃいけない、誰かがそういう感覚を持たなきゃいけないという、長い時間、私にかかるような気がいたします。

実際、過去の経験に学ぶというのは、一番必要であるという意味も含めて、第二次世界大戦の悲惨さ、第一次世界大戦の悲惨さ等々あるわけでありますので、次の世界戦争にならないような、地域では宗教戦争だとか一部の利権戦争等々あるようではありますが、そういうことも含めて、しっかりと勉強する上でのたくさんのアイテムが、蟹江町の中学生にあってもいいんじゃないかな、こんなことも思っていますので、またいろんな地域の平和授業、平和学習を参考にしながら、教育委員会ともお話をしながらやっていきたいというふうに、今現在は考えてございます。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他にないようでしたら、2款総務費を終わります。

続いて、3款民生費、98ページから135ページまでの質疑を受けます。

ありませんか。

○14番 高阪康彦君

そうしたら109ページ、高齢者ふれあいサロン事業というので、実績報告書では50ページになりますけれども、昨年が1サロンふえて、ことしが2サロンふえて、合計4サロンということですが、このサロンのどこがやっているかということと、もう一つは、こういうのを補助する趣旨とか効果という、どういうものなのかということをお聞かせください。

○介護支援課長 戸谷政司君

ご質問がございました、ふれあいサロン事業の件でございますが、まず、運営をしている4サロンについてでございますが、まず、海門地区、大海用地区、川西地区、北之町地区の4サロンというところで運営をしていただいております。

昨年、ちょっと高阪議員のほうからご質問がございまして、助成委託料という形にはなっておるんですが、今年度の4月から、ちょっと要綱のほうを改正させていただきまして、補助金という形に変更させていただいております。

基本的には、高齢者が地域で活動をしていただけるサロンをやっていただくものに対して、助成をさせていただくというようなところで、地域で誰でも気軽に寄り添っていただいて、いろんな方が集っていただくような形で、集いの場をできればというところでやっているものでございます。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

全然答弁になっていないですよ。趣旨はって、なぜそういうことをするかということは、町が、10万円だと思っただけけれども、10万円も出してこれをやってくださいというのは、ただ、老人が集まるだけでお金を出すんですか、違うでしょう。それは、元気なお年寄りをつくるとか、医療費の削減がなるとかって、そういう効果を僕は聞きたかった。老人がただ集まって、サロンになったからそこに補助金を出すなんておかしいでしょう。

この前、ちょっと我が町内のほうでも始まったものですがけれども、本当に一生懸命やってみるんですよ。要綱、補助金か何か変わったと今言われたけれども、要綱が年に50回、そして1回が65歳以上の人が5人から6人集まってやりなさいと。そういった場合に、年間10万円、違ったらまた違ったらって言ってくださいね、年間10万円差上げますよということですが、50回もやれば1回2,000円なんですよ。大体、公民館あたりは無料で使えますけれども、民間になってくると使えませんし、老人を集めようと思うと、何かのイベントじゃないけれども、何かやらないと集まらないですよ。

それに本当に皆さん、身銭切ってやってみるかもしれませんが、本当に町の意向として、民間の活力を利用するという考え方あるんですけれども、10万円あげますよ、開設費用5万円あげますよと。それでこれをやってください。ボランティアの人は本当にお金がなくても一生懸命やられるけれども、これそんなに続かなくて、しかも、どこでも一緒にいるんです

が、大体、老人が集まってくるともう固まっちゃうんですね、グループに、ある程度。本当ほかのグループに入れないというような状況があって、なかなか本当に効果があるのかなと一瞬思うときがあって。やっている方は一生懸命やってみえるもんでね、頭が下がるんですけども。

また、もう一つは継続は力ということで、これをつなげることにね、もっと言えば空き家を使って、そういう団体がいっぱいできるとかなれば理想なんですけれども、そういうふうには動いていない。老人の方は本当にわがままですから、うちに閉じこもらないで来てくださいと言っても、なかなか来てくださらないのが現状ですよ。

大体、もともとの発想が、町が補助金をあげますからこういうのをしてくださいというんじゃなくて、私たちが一生懸命老人を集めたから補助金をくださいというのが本当だと思うんですけども。そのことに関して、この事業をこれからずっと続けていかれるのか、僕が言ったように、実際どういう効果を期待してみえるのか、それをちょっと聞かせてください。

○介護支援課長 戸谷政司君

すみません、答弁が合わなくて大変失礼いたしました。

このサロンの意義というか趣旨でございますけれども、基本的には介護予防、いつまでも住みなれた地域で健康的に暮らしていただくというようなところが、まず趣旨でございます。基本的に、介護保険の地域包括ケアにもございますように、住みなれた地域で、人生の最後まで暮らしていただけるようにというところで、少しでもお出かけいただいて、体を動かして、健康に留意していただいて、長くご自宅で過ごせるようにというところで、介護予防の意味を含めたものでございます。

補助金の10万円というところでございますけれども、こちらのほうは、基本的に講師を呼んでいただいたりとか、会場を借りていただくというところで、さまざまなお使いいただくような形ではございますけれども、基本的にやっていただいたものに対して少しでも補助ができればという趣旨で、補助を出しているものでございます。

また、こちらのサロンにつきましては、基本的に地域の方々でお願いをしておるところではございますけれども、蟹江町のどなたが来ても、受け入れていただくというようところで、お願いをしているものでございます。基本的に、現状として地域の方々で、グループの方がよくお見えになるというようところではございますけれども、初めてお見えになられた方もぜひ受け入れていただいて、そういう形で運営していただきたいなというふうに思っております。

今、引き続き、こういう事業をやっていくかというところでございますけれども、現在、相談とかにちらほらお見えになられる団体もございますので、できる限り進めていきたいと思っております。

先ほど言われました、補助金の交付、補助金の団体に出す基準というところで、年間50何

日やらないかんといいところもありますので、こちらのほうは現状はこういう形になっておりますけれども、ちょっとところ合を見計らって、もうちょっと緩和とかも検討していきたいと思っております。

少しでもこういうサロン活動がふえればいいなというところの、思いがこもった事業でございますので、要綱等見直しが必要であれば、当然、見直しをかけて、少しでもたくさんの方がやっていただけるように、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

わかりました。続けてやられるということで、本当に継続は力で、民間の方がそういう気になって、これからますます本当に私も含めて、高齢者がふえていくもんで、元気な高齢者をつくるのが、大変、町にとっては医療的にも助かるし、そういうことだと思うんですけども、もう少し、補助金にかわったということは何ですか、10万円は10万ですか、使った額に対して補助じゃなくて、そうですか。

10万円で50回というのは、それは幾らボランティアでも大変だなと思うので、できたら少し状況見て、本当に一生懸命やってみえる、基準は難しいんですけども、もう少しあげてやらないと、イベントというか何もできませんよ。そんな、これやるから来てくださいよというふうに始めるもんで、それがなかったら来てくださいとなくなはないし。確かに本当に老人を集めるのは大変なんですよ、いつも見ると、いつも同じ人ばかり集まっているんですよ。新しい人、余り来ていないですよ。

非常に難しいんですけども、これからは本当にそういう時代ですので、継続してやられるんだったら、本当にやってみえる人のことを考えて、もう少しどうですか、聞いてあげて、どういうふう困っているんだというのを聞いてあげて、資金に困っていれば、多少でも余分に出していただけるように、そういうふうをお願いをいたしまして、終わります。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

101ページの下のほうにございます、社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会について、ちょっとお尋ねいたします。

これは私、一般質問のときに、本当に社会福祉協議会はすごくたくさん事業を行っておみえになる上に、また、町だ県だの委託事業も行っている、これは大変だと。こんな大変な社会福祉協議会に、また今回新しくできます多世代交流センターの指定管理者受けていただいたということで、大変、私は心配しているということを一一般質問でさせていただきました。

それで、その裏づけといいますか、この実績報告書を見させてもらうと、27年度は1,940万円です、補助金が。28年度も一緒です。29年度になりますと2,368万円、今回ですね。30年度の予算を見ますと2,700万円という予算が出ておりますね。

この数字を見てもわかるように、やはり今、社会福祉協議会って大変、仕事のにもふえてきておりますし、大変だということがこの数字を見てもわかると思うんですね。でも、半強制的といいますか、行政側は、最初からほかの民間を募ることもなく、社会福祉協議会でやると言い切っております。ですから、この補助金がこれだけこの2年、29年、30年と上がってきておるその理由をお聞かせください。

○住民課長 中村和恵君

社会福祉協議会の補助金の件について、お答えいたします。

議員が言われましたように、一昨年度までは1,940万円だったんですけれども、昨年度2,368万8,000円にふえました。その1,940万円のときまでは、町から派遣職員として、1人の職員を派遣しておりました。派遣職員をなくしたことによりまして、人件費として3人分から4人分という形で、人件費のほうの補助をしておりますので、この辺のところちょっとふえているということ。

あと、また来年度予算なんですけれども、29年度2,300万円のときの人件費の中には、嘱託職員としてやっていただいている方が、次、今年度、正職員になりまして、その分の人件費として、やはり多少ふえております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

ということは、結局、人件費の関係で上がってきたという理解でよろしいですか。今回の、今回といいますかこの2年ぐらい上がっているのは、それでよろしいですか。

○住民課長 中村和恵君

すみません。こちらのほうの補助金につきましては、人件費の関係で上がってきております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

人件費だけで、補助金がこれだけ上がってくるんですかね。ちょっと僕は理解できませんけれども。

そうすると、今後、これからもまた上がってくる。結局、人件費ということは、人をふやしているということですよ。ふやして上がったわけではなくて、非常勤が正社員とかそういうふうになって、ふえていった、それだけでこれだけ上がるものですか。やっぱり人数的にもふやしているんじゃないですか。これからももっとふやしていかなきゃいかん状況になっているんじゃないですか、そうではないんですか。

30年はとりあえず2,700万円という補助金になっている。これが31年、32年と3,000万円だ3,500万円と、こう膨れ上がっていく可能性というのはないわけですか。

○住民課長 中村和恵君

人件費につきましては、先ほども申しましたように、昨年度、嘱託職員が2人というところで、今年度から嘱託職員が正職員になって、2人が正職員になってというところで、町から派遣をしていたときは3人の補助をやっていました。町の派遣がなくなったときに、4人に補助のほうふやまして、嘱託職員が正職員になったこと、あとは人勧分という形で、今のところのこの補助金のほうはなっております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

1番 松本でございます。

ページ数は121ページ、3人乗り自転車のことについてお伺いしたいと思います。

この3人乗り自転車は、平成28年度より25台になったということでお聞きしておるわけなんですけど、28年度から現在までの申し込みし、活用状況、それで申し込みにも漏れた方があったのかどうなのか、まず、その点をお聞きしたいと思います。

○子ども課長 舘林久美君

では、お答えさせていただきます。

ただいま、3人乗り自転車につきましては、25台の貸し出しをしているんですけども、29年度、30年度につきましても、それ以上のお申し込みがあり、抽せんで貸し出しをさせていただいているところでございます。

以上です。

○1番 松本正美君

3人乗り自転車は、申し込みが多くて抽せんで行われているということでもあります。

当町に住まれる、3人乗りの自転車を貸し出してほしいという要望があったわけなんですけれども、特に、この自転車が申し込みにも漏れた方ですね、漏れたお母さんから、3人乗りの自転車は非常に高額になると、7万円以上ぐらいするということを書いてみえました。

そういう意味で、本当に子育て支援ということで、もう一回、この3人乗りの自転車の増車というか、ふやすことはできないのかどうなのか、こうした漏れた方が、今、先ほど課長のほうからもありましたように、みえるということですので、こうした蟹江町の子育て支援ということを大きくうたっておりますので、子育て支援という立場から、増車することはできないのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○子ども課長 舘林久美君

増車についてなんですけれども、一応、今年度、平成30年度の動きといたしまして、当初25台の貸し出しをさせていただきました。その中で、ご辞退があった方、その後、誕生日を迎えて6歳を上の子が迎えて返却された方で、自転車が戻ってまいりましたその段階で、もう一度、抽せんで漏れた方について再アナウンスをさせていただいて、今、現在について、待っているという方はいない状況でございます。

ですので、増車については、ちょっと少し検討をさせていただきたいと思っているところでございます。

以上です。

○1番 松本正美君

今のところ、キャンセルされた方もみえて、それを利用されているということでもあります。

今後、蟹江町の子育て支援ということで、大きく呼びかけておりますので、やっぱり毎年毎年、今はそういう状況かもわからないですけれども、どうしても漏れる方も多々出てくるのではないかなと、このように思っております。

そういう意味では、ぜひ、3人乗り自転車を今後はやっぱり検討していただきたい。今のところはそういう状況かもわからないですけれども、これから子育て支援ということで、本当に多くの若いお母さんに、蟹江町にも来ていただきたいということを町長も言ってみえますので、そういった面も含めて、町長のほうからこのご見解があれば、よろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

松本議員の3人乗り自転車、電動自転車でありますので、7万円ということは実はございません。もう少し高い金額が設定をされておるわけでもあります。

これ、実はバッテリーを搭載しておりますので、バッテリーの耐用年数も実はもうそろそろきておまして、来年度、多分25台分バッテリーの交換を余儀なくされるというふうに考えております。

先ほど、担当課長が申し上げましたとおり、しっかりとニーズに100%お応えできるかどうかは、非常に厳しい状況ですということを、ちょうど去年聞いたんですけれども、たまたま今は、そういう借り手と貸し手がバランスがとれているという、その報告は聞いてございます。

今後、そういう方が多くなるような状況が続けば、これはまた議員各位にご相談を差し上げながら、当初予算、これからあれになります、一遍調査をしたいといふふうに考えておりますし、また、そういうご意見もございましたらば、早い時期に言っていただければありがたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

133ページですけれども、プレママサロンということで、新規事業みたいな形で行われますが、これが月1回にプレママサロンを開催しているということで、出産前の妊婦の交流の場というような役割になっておりますが、実際、この参加者ですが、実数どれぐらいのご参加がありましたでしょうか、お聞きします。

○子ども課長 舘林久美君



お答えさせていただきます。

プレママサロンは、週1回程度、大体開催をさせていただいているんですけども、その会場がそんなに広くないものですから、大体、1回の参加が親子10組前後と把握しております。

(「何人か」の声あり)

10組前後です、1回の開催で10組前後です。

(「6組」の声あり)

10組です。

○9番 中村英子君

じゃ、10人ぐらい、実数10人ということですよ。

○議長 奥田信宏君

10組。

○9番 中村英子君

10組って何ですか。

○子ども課長 舘林久美君

すみません、親子で参加させていただくものですから、10組とお答えさせていただきました。

○9番 中村英子君

これって、出産前の妊婦のあれじゃないんですか。出産後も参加できるかもしれませんが、この目的としては、まず出産前が主な事業ではなかったかなと思うので、ちょっとそれで、出産前の人のことを私はお聞きしましたものですから、出産前の妊婦の方がどれぐらい参加されているんですかということをお聞きしたいと思います。

それで、この費用の42万円というものは委託しているんですが、これは1カ所に来ていただいてやるというやり方なものですから、これは、どういう経費に充当するという考え方で42万円が計上されているのか、それについてもお伺いをしたいと思います。

○子ども課長 舘林久美君

費用の内訳についてでございます。そちらには講師を派遣させていただくと、その講師のお金であったりだとか、あと、周知をさせていただくときの印刷物だとか、消耗品だとか、そういったものに充てられております。

○9番 中村英子君

妊婦さんは何人だったのか。

○子ども課長 舘林久美君

ごめんなさい、妊婦さんも大体10名程度です。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

125ページの保育所の運営費です。実績報告書の保育所運営費で、それぞれの保育所の児童数と入所率が表があります。

実際、今、蟹江町において、保育所の待機児童はいないと町長も言っているんですけども、実際に本当にいないのか、いませんと言えるのか、その辺をお願いいたします。

○子ども課長 館林久美君

待機児童についてなんですけれども、3歳以上についてのお子さんについての待機児童は、今いましてと言い切ることができるんですけれども、それ以下、ゼロ歳から2歳までのお子様につきましては、年度の途中でお申し込みがあった方について、ちょっとご案内できていない部分があるところが正直なところです。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。僕もゼロ、2歳児の、3歳以上は確かに待機児童、場所によって、この表でいくと蟹江西ほぼ100%ということになって、蟹江西に行きたくても入れなくて違うところへ案内するという事も聞いております。

特に、ゼロ、2歳児で、昨年カリヨンに入所の募集をしたんだけど入れなかったというのはよく聞きます。その辺で、実際、また11月からも入所の募集が始まるのかな、それについて、そのゼロ、2歳児をどうしていくのか。まだまだ事実上、蟹江としてもまだ足りないのかなということを考えますので、その点について、何かありましたらお願いいたします。

○子ども課長 館林久美君

お答えさせていただきました、ゼロ歳から2歳についての利用というのは、減少の見込みは少ないと思われまので、より厳しくそれぞれの状況を確認をさせていただいて、優先順位を決め、入所につなげたいと思います。

また、今までですと、母親が育児休暇に入った場合の、上のお子さんがゼロ歳から2歳までにいた場合ですと、そのまま蟹江町は引き続きお受けすることができていたんですけども、その部分についても、もし、入所が多く見込まれるようであれば、そこもちょっと精査していかなければいけないのかなということも考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今の答弁、ちょっと東京でよく聞く話ですよ。兄弟が入所していて、同じ保育園、保育所通いたいというのは、親の切実な願いだと思います。その中で、ゼロ、2歳児を預けて、お母さんが外へ働きに出るといのは別としても、預けたくて、何とか生活を維持するのに頑張ってお母さん働くのに預けて何とかしたいと思っている中で、ゼロ、2歳児が足りないということで、優先順位もやはりあるかと思っておりますけれども。

実際に蟹江町、ちょっとこの間相談したんですけれども、蟹江町に引っ越したいと考えている方で、このとき、もうすぐ産まれる子かな、それで、4月から入所したいんだけど、入れるのかな、よその自治体の方なんですけれども。そういう方がせっかく蟹江町に住みたいなど言っている中で、どうなんだと思って。その点、民生部長でも町長でもよろしいのでどちらかで、2人ともでなくて結構です、お願いします。

○民生部長 寺西 孝君

出産、お引越される前提でお申し込みされる方いらっしゃって、当然、11月にお申し込みがあるわけですので、その時点で、そういった方につきましては、例えばお産まれになる方でありましたら、母子手帳の、まだ名前が当然産まれていない方でしたら、そういった形でお申し込みも可能でございますし。住所がまだ、4月にいらっしゃるかどうか、4月1日に住所設定されるかどうかわからないけれどもという方につきましても、蟹江の引っ越し先の住所でお申し込みを頂戴いただければ、お申し込みのほうを受け付けさせていただいております。

その中で、優先順位を見させていただいて、勤務状況でありますとか、ご家族の状況を見させていただいて、総合的に担当のほうで判断のさせていただくという形でございますので、住所が後でも、まだお産まれでない方でも、途中入所でも、その11月の時点では、お受けをさせていただきますので、ぜひ、お申し込みをいただけたらと思っております。

以上でございます。

(「住所は関係ないのか」の声あり)

住所というのは、蟹江にいらっしゃる前提の住所をお書きいただければ、受け付けをさせていただくということでございます。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他にないようですので、3款民生費を終わります。

ちょっと時間は早いようですが、お昼の休憩に入ります。1時から再開をいたします。

4款衛生費を1時から再開をいたします。じゃ、休憩といたします。

(午前11時49分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 奥田信宏君

議員の皆さんのお手元に、議会報告会のチラシがお手元に配付をされております。これが

来月早々に出される、議会報告会のチラシでございます。

それでは続いて、第4款衛生費、134ページから157ページまでの質疑を受けます。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

145ページ関係なんですけど、各種健診に関することではありますが、実績報告書もあるんですけど、実績報告書は61ページになってくるかと思うんですけど、各種健診が行われておりますね。そして、そのうち赤ちゃん訪問というものも行っているんですけど、例えば赤ちゃん訪問でも、実際に訪問すべき対象者の数と、それから実際に訪問できている数というのは、ちょっと違いがあるのか、全部できているのかよくわかりませんが、その辺の率といいますか、差についてまずお伺いしたいと思うんです。

そして、健診というものをほとんど受けないというような状況の子供さんがみえるのかどうか、その辺の実態についてお伺いをいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

赤ちゃん訪問に関するご質問を頂戴いたしました。

昨年度の赤ちゃん訪問をするべき対象者は、赤ちゃん325名、そのうち訪問させていただいた方が307件、訪問率が94.5%であります。

ご家庭の事情で訪問を希望されない方もありましたんですけども、連絡をとれなかった方に対しましては、次の4カ月健診において、全て受診していただいております、私どもとしましては、全員把握はとれております。

以上です。

○9番 中村英子君

わかりました。じゃ、4カ月健診においては、対象者は全員健診が受けられていると、そういうことでよろしかったですか。

(「はい」の声あり)

これをやっぱりちょっと気にしますのは、この健診に顔が見えない子供たちというのが、場合によっては、本当に家庭の中で虐待につながったりというようなケースも考えられるものですから、実際のお子さんたちが、きちんと健診を受けられているかということは、そういった面からの一つのパロメーターにもなってくるかと思っておりますので、このことは、やっぱり注意して、全員が健診を受けているのかどうかということで、毎年ですけれども、行っていただきたいと思っております。

赤ちゃん健診のときには健診を受けられなかったという方は、そうすると18名ぐらいいるという話なんですけれども、これは例えば、産んだところと育てるところが違うというところもちょっとありますよね。出産で実家に帰っているだとか、そういうようないろんなこともありますので、産まれたところと育てるところが違うというところもあるんですけれども、

新生児で一番最初のお子さんだったりすると、非常に母親もナーバスになったりする場合があるものですから、その辺のところは、ちょっと気をつけてやっていただきたいなということで、今、質問をさせていただきました。

それで、先日のこの本会議での応答の中でも、虐待される子供さんの数というものを一応言われたんですけども、そんな中で、生活環境にかかわる指導といいますか、そういうようなことまで、ちょっと踏み込んでいけるものなのかどうかというところがあるんですが。健診しました、しましたで終わりではなくて、じゃ、何かそこに課題があったときに、その家庭に対して、どんな働きかけができるのかなというところがあるんですけども、そのような事後調査というか、事後的ケアといいますか、そういうものについては何かがされておりますでしょうか。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

赤ちゃん訪問のときから、既にお子様の観察は始まっておるわけなんでありますが、そういった、特に訪問とかしたときに、おうちが片づいていないとか、ちゃんとした生活ができていないんじゃないとか、あと、お子さんの体にあざとかないとか、そういったことを確認しまして、そういった支援が必要な家庭なんじゃないかというようなことを、探し出すきっかけとしております。

以上です。

○9番 中村英子君

事後フォローはしているの。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

はい、引き続きまして継続的なフォローは、いろんなケース検討会議とかも私ども定期的に関いておりますので、そういったところで、気になるお子様がみえたらフォローするようにはしております。

以上です。

○9番 中村英子君

一つお話ししたいんですけども、訪問するほうは訪問するほうで、子供の健康とか、いろんなチェック項目とかってあると思うんですけども、一般的に貧困というものが、小さなお子さんにとって虐待につながったり、育児放棄につながったりということの背景に、貧困という問題があると思うんですが、そこで、その人たちの家庭状況、プライバシーもありますので、突っ込んではいけないのかもしれないんですけども、そういう、生活レベルというものの把握と、それと連携した訪問的な指導というものを行わないと、子供さんが置かれている状況というのは見逃されるというような可能性というのは、物すごく高いんじゃないかなというふうに思うんですよ。

それで、私は、そこが縦割り行政になっているかもしれないんですけども、生活に困っ

ている方の相談とか、そういうものの中の小さなお子さんとかという捉え方をしていくと、またそこでフォローの仕方も違ってくると思うんですが、その連携というのはとれていないのではないかなというふうに推測するんですが、そういう連携をとりながら、何か漏れてしまう子供とか、被害を受けるような子供を、そこでもう水際で、水際という言い方はちょっとおかしいですけども、その時点からもうきちんとフォローしていくということが、子供さんの虐待を防いだりすることの、一つのやり方ではないかなというふうに思うんですが。

そういう、連携しながらの、生活環境も含めながらのその対応というようなところまで、踏み込んでいけるのかどうか、今の行政のあり方としてですね、現状としてどうなんだろうかと思いますが、どうでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

今、次長のほうから、虐待実務担当者会議、これはケース会議でございまして、まさしく保健センターの保健師、そして教育委員会の職員、そして子ども課の職員は未就学の担当ということで、ケース検討会議を毎月やっております。

今回、飯田議員や松本議員からも虐待についてご質問を頂戴したんですけども、それぞれのケースの成り立ちを、原因等を情報を寄り添いながら、この子にとって一番幸せな措置は何だろうかということに重きを置いて、やっておるところでございます。

ただ、小さい子供さんが虐待多ございますので、自分の意思を伝えられないんですよ。ですので、その子が本当に幸せな一番幸せな方法が、本当に一時保護なのか、措置してしまうことがその子にとって幸せなのかということは、よくよく話し合わないといけませんし、家庭の状況も、そのケース検討会議のときに、貧困が本当に原因なのか、本当の育児放棄なのか、その辺もよく含めて、これは児相も含めて今回は警察も入ってまいりました。そういった形で、毎月ケース検討会議を行っておるところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

139ページの任意予防接種についてお伺いいたします。

これ、実績報告書でも、特に子供のインフルエンザのワクチンで、29年度から一部補助1,000円だったかな、補助して、インフルエンザの子供のワクチンの予防接種の助成を行っております。実績報告書にも、3,768人ということですけども、実際の対象者についてのパーセンテージがわかりましたらお願いいたします。

それと、153ページのごみ処理の管理費について少しお伺いしたいんですけども、今、資源ごみのリサイクル推進もしております。その間で、今、民間の古紙とか段ボール、あの辺を置く場所が結構ふえていますよね。ちょうど僕の事務所の前にも、結構便利で使わせてもらっているんですけども、実際にこれの収集に関して町自体把握しているのか、どのぐ

らの量が出ているのか、ちょっとその辺わかりましたら、多分できないと思うんですけども、リサイクルなんかにも関係してくると思いますので、お願いいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

ご質問の、子供インフルエンザの予防接種の費用の助成事業につきましての、接種率のご質問ですが、昨年度、1歳から小学6年生までのお子様の接種率は45.1%、中学1年生から3年生までのお子様の接種率は39%であります。

以上です。

○環境課長 石原己樹君

資源ごみの民間の回収箇所なんですけれども、直接的には、町のほうでは数は把握はしていないんですけども、現況、見回してみまして何カ所あるかなということは確認しております。

実際のうちの資源ごみの古紙の関係の回収量なんですけれども、29年度が約582トン、28年度が約670トンほどということで、減少傾向という形には数字的には出ております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

インフルエンザについては、全体でどのぐらいなのか、40%前後ぐらいなんですよね。たしか、予算のときに、予算これどうして出したと聞いたら、やっている自治体の接種率等で50%ぐらいの予算を組んだと、たしか聞いていたと思うんですけども、それにいくにはちょっと足りないかなということで、実際、じゃ、周知ができているのか、補助がちょっと低いのか、ちょっとわからないですけども、その辺、今後の対応をどうしていくのか、お願いいたします。

あと、ごみ処理の、なかなか把握はできづらいと思うんですけども、回収量が毎回減っているということは、そこへ出されている。ちょっと子供会のほうからも、最近、古紙がなくなっちゃったという話はよく聞きます、どうしたものか。でも、実際、お母さんに聞くと、私も出しているそこへということなんですけれども、じゃ、リサイクル率に関して、その点を把握できたら、実際、蟹江町として、どのぐらいできているかということがわかると思いますので、その点について、今後の取り組み等がありましたらお願いいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

子供インフルエンザの接種率、予算のときの50%をちょっと下回っているような状況なんですけれども、私ども、1度につき1,000円を助成させていただいています。あと、便宜を図るために、町内のみならず、町外の指定医療機関のほうで接種された場合でも、償還払いという手段を通じて、同じ助成を受けられるようにしておりますので、これのやり方を今後拡充して、さらに接種率の向上に努めていきたいと思っております。

以上です。

○環境課長 石原己樹君

資源ごみの関係なんですけれども、今、子供会などの団体さんのほうには、また別途、補助金のほうを出してしまっていて、回収のほうをお願いしているところがございますけれども、何分、民間のところは24時間、自由に入れていけるという形になっていますので、恐らく使い勝手がいい形で、皆さん利用されているのかなとは思いますが。

町としましては、当然ごみの処理量、処分量なんかが減るという面でいけば、もちろんいい面もございますので、その辺、今後の課題にはなってくるのかなと思っております。すみ分けというのか、そういったものもちょっと考えないといけないのかなと考えております。

以上です。

○10番 佐藤 茂君

10番 佐藤茂です。

153ページのごみ処理について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど、板倉さんのほうからも話があったんですけれども、私もちょっと、先般ちょっとした会合がありまして、その中で、ごみを何とか蟹江町でしてくれんかというような話が出まして、それはどういうことかといいますと、例えば道路と、それから川とかのごみをびっぴっぴっぴっとほかる、例えば私のすぐ近くでありますけれども、すぐコンビニがあるんですけれども、コンビニを出たところ田んぼがあるんですけれども、田んぼにもごみまるけなんですね。

私も、気がついて拾えるものは拾って、うちで処理させていただいておるんですけれども、それもそうですが、例えば川、今、希望の丘なんですけれども、お祭りがあると草を刈っていただくんですけれども、その草がぼっと生えておるときはわからんですけれども、草を刈った時点で、もう本当に川の堤防の縁に空き缶やらごみやらっぱいあるんですけれども、そういうことも含めて、例えば川、善太川ばかりじゃくて、日光川なり佐屋川なり、たしか蟹江町ではそういう処理はやっていないような気がしたんですけれども、そういうことも、町のほうでやるということはできないものなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。どうですか、ちょっと難しいですね。

○環境課長 石原己樹君

ごみの処理の関係なんですけれども、なかなかポイ捨てなんかがありまして、難しいところはありますけれども、まず、お願いするのは、変な話だけれども管理者責任というのがございまして、当然、自分のところの田んぼでごみが落ちているようでしたら、自分である程度きれいにさせていただくというのが、まず原則としてあります。

ただ、町内会のほうで、公用でごみの袋とかはお渡ししますので、町内会のほうで、たまに役員さん等、多少集められれば、その公用ごみ袋を使っただけであれば、また回収のほうはできますし、別途お祭りですとか、いろいろ地域の行事の前に、役員の皆さん集められて、



いろいろ使用箇所なんかはされますので、そういったときにはまた、別途ご連絡をいただければ回収等、多少の便宜は図るようなことはできますので、そのときはまたご相談ください。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田です。

先ほどのインフルエンザの助成なんですけれども、これ29年から始められて、一応29年の数字は出たと思うんですけれども、例えば、受験のある高校3年生とかも、ちょっとステップアップというかそういうことで、高校3年生もどうですかね、助成されてもとちょっと思っているんですけれども、そのあたり何かご検討とかされたことがありますか。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

ご質問ですけれども、高校3年生の大学受験を控えられたお子様。

申しわけございません、今のところまだちょっとそういった議論になってございませんので、今後、そういったお声がまた多々出るようでしたら、検討の余地はあろうかと思うんですけれども、今のところ、そういったあれは考えていません。申しわけありません、ありがとうございます。

以上です。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

149ページの中ごろにございます、本町火葬場の件で毎度毎度のお話になるんですが。

本当に緊急性を要している本町の火葬場ですけれども、何かこの8月ですか、8月に協議会があったということを知っておりますけれども、何か前進的なお話がございましたらお願いをいたします。

○環境課長 石原己樹君

斎苑の再編計画についてでございますけれども、協議会の中に専門委員会を立ち上げまして、まず、30年1月25日に第1回目の会議を行いました。そのときには、再編の構想案のご説明と、実際に火葬場、町内の2カ所のほうを視察していただいて、現況のほう確認していただいております。2回目のほう、8月24日に行いまして、第1回目の検討を踏まえていろいろご討議をしていただきました。

一歩的に、ある方向性的なものはだんだん固まりつつある状況ではございますので、そちらのほう固まるようでしたら、専門委員会として、上の協議会のほうへ意見を答申させていただく形になるかと思っております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

まだ、いつまでもそういう話ですか。もう、だから方向性を決めるって町長も言われたで

しょう。違いますか。何を現場を見ておるんですか、今ごろ。おかしいじゃないですか、もう町長の口から方向性が出て、僕はおかしくないと思っておるんですが、ちょっとも言われんもんですからね、きょうここでちょうど決算なので聞くんですけども、まだ、そんな話をしているんだったら、本当にいつになるんですか、これ。

もう緊急性ですよ、本当に緊急ですよ、これ。前もやったじゃないですか。もう炉自体が悪くなっておるし、体の大きな方は入れないから、関節を折ってやってもらっているという話を聞いて、本当に情けないですよ。それをいつまでもほったらかしで、まだ現場を見にいつておる。方向性をどうのこうのって、もういい加減にしてもらわんと困りますよ、これ。町長どうですか、方向性、お願いします。

○副町長 河瀬広幸君

今、黒川議員のご質問であります、火葬場の問題で、なかなか黒川議員も町長が方針を出すと言っておりまして、方向性が難しいということがありましたんですが。現状のほうは、今、担当課長が申しましたように、斎苑の管理協議会、これ大もとの協議会でございますが、その中へ、私ども町のプレゼンで構想をつくったものを提示いたしました。その中で、専門部会をつくって、そこで十分議論をしてほしいというような協議会の話がありましたので、今現在は、専門部会の中で協議をしている段階であります。

出させました案といたしましては、例えば斎苑のあり方、これは、本町斎苑と舟入斎苑、これは議論しているように、本町斎苑は非常に老朽化が激しく、待ったなしの状況であるということが一つですね。それから、舟入斎苑については、これは舟入斎苑をつくるときにいろいろな問題があることがまず一つ。そして、今後の町の斎苑の業務につきましては、全くなくす方向でいくのか、それとも1つに統合するのか、もしくは2つとも廃止してしまっ、他の市町村に依頼するのか、そんないろんな議論が出ておりました。

その中でいろいろ議論を重ねて、現場を見たというのは、これはもう現在2つの斎苑がありますので、その2つの斎苑の現状をしっかりと専門部会に見ていただいて、現状のあり方を見た上での議論ということで、この1月からここにかけて見させてもらったわけです。

大体、皆さんのご意見を聞いていきますと、ほぼ方向性が出てまいっておりますので、それをきちんと精査しまして、上の協議会にそれをお示しし、協議会の中で一定の結論を出していただければ、町のほうにご答申をいただき、それを町の方針として最終決定させていただきたいというふうに考えておりますので、時間的にいえば、そんなに長くかかることではありませんと思っておりますが、ただ、いかんせん舟入もいろいろな事情がございますので、その辺の調整もまだまだ必要でありますので、今の段階では、早急に方向性は示していきたいと思っておりますが、今は、民間の経験者を含めた協議会の中で、しっかり議論していただき、その答申をもとに、町長が方針決定して、早い時期にお示ししたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 奥田信宏君

他にないようですから、4款衛生費を終わります。

ここで住民課長、政策推進課長、安心安全課長、環境課長、子ども課長の退席と、消防本部総務課長、給食センター所長、生涯学習課長、消防署長、水道課長の入場許可をいたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

(午後1時24分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時26分)

○議長 奥田信宏君

続いて、5款農林水産業費、156ページから165ページまでの質疑を受けます。

ありませんか。

○10番 佐藤 茂君

10番 佐藤茂です。

161ページの一番上の、道西町民菜園撤去及び整地工事ということで、124万2,000円ということになっておりますけれども、これちょっと、私のほうからもちよっとお聞きしたいんですけれども、これ、とりあえず整地工事も含めた金額ですねと、ちょっとそれだけ。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

道西の町民菜園の撤去整備でございますけれども、地権者の方から平成30年度の契約、ちょうど契約更新の年度に当たりまして、昨年9月に、地権者の方から息子さんの私有地ということで、町民菜園を明け渡していただきたいという旨の申し出がございまして、その際につきましての現況復帰ということでの整地費も含んでございます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それで、この撤去したところの整地工事をされたということで、これが120万円ですけれども、その代替地というのはどうなんですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

町民菜園の代替につきましては、現在は考えてございませんというよりも、当初利用者の方から存続のアンケートをとらせていただいたところで、同じ近隣にあればやってもいいよというような意見が42名中13名だったと思ったんですけれども、ございました。それ以外の方については存続ということにはなかったでございます。それと、それからほかの場所でも考えたんですけれども、ちょっと面積が大き過ぎまして、その農地、果樹を、樹木を植え

てみえていた畑地でございまして、それを農作物用の農地に変更する場合に費用対を考えますと、費用対効果ということで新年度以降についての野菜等、葉物を育てていただく菜園としての存続は見送らせていただいております。それから、今年度入りましてからの菜園についてのご要望も今のところいただいておりますので、当面菜園の復活ということにつきましては見送らせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はないようですから、5款農林水産業費を終わります。

続いて、6款商工費、164ページから175ページまでの質疑を受けます。

○14番 高阪康彦君

14番 高阪です。

169ページのげんき商店街推進事業費補助金と商工会活性化資金育成補助金、またプレミアム商品券支援事業費補助金ですか、この辺についてお聞きします。

実績書の69ページで、げんき商店街は400万円、県から2分の1、200万円と町の200万円で400万円で7つの事業をしたということがあります。その下に商工会活性化資金補助金ということで49万6,000円、これは7地区が12事業をやられたということですね。この補助金は、補助率が補助対象3分の1と。これは、事業をすればその3分の1は補助でもらえるということですが、げんき商店街のほうはどれぐらいかなというふうに思うんですよね。それで、例えば7事業は書いてありますんですけども、400万円を7つで割って、それが均等というわけじゃなくて、多分事業ごとに商工会のほうで割り振られると思うんですよ。実際の事業と、これは補助金じゃないものですから、どのぐらいの補助率になっているかなという。極端に言えば、例えば50万円の事業で50万円もらえれば100%になりますけれども、そういう可能性もなきにしもあらずだと思うんですが、その辺のところの補助率みたいなことがわかれば教えてほしいです。

それと、もう一つ、プレミアム商品券のことですが、前回売られましたんですけども、何か売れなくて余って、人气が悪かったのか、プレミアム分が少なかったのか、広報が悪かったのか、天気が悪かったのかわかりませんが、何かすぐ売れちゃうと思ったらなかなか売れなかったということを知りましたので、私はすぐ売れてしまうからなかなか買えないなと思ったら、まだ買えるよという話聞いて買いに行ったというあるんですけども。ただ、そういうことを恐らく多分分析してみえると思うんですけども、多分この事業が何か来年も続くようなことを知りましたが、町としては今回のようなあまり売れなかったというようなことを聞いてどういう分析をしてみえるのか、それをお聞かせください。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

げんき商店街推進事業補助金のことについてまずお答えをさせていただきます。

こちら、各発展会のほうで、尾張温泉郷発展会、蟹江一番街発展会、アラウンド近鉄蟹江発展会と商工会さんによります4つの事業の中で7つの事業を行っていただきました。これには、桜まつりでありますだとか、夏に一番街で行われます「LittleなWorld一番街」でありましたとか、あとアラウンド近鉄さんのほうで弁天縁日さん、また早桜まつりだとかいったような事業を行っていただいております。また、商工会におきましては、kaniemalマルシェ、また空き店舗対策事業のオタカライチバ・舟入横丁というような事業を行っていただきました。こちらのほうの補助金額につきましては、事業費が県が50%、町が50%上積みをさせていただきますして100%の補助になってございます。こちらは、補助の中には当然対象外経費というものもございますので、そういったものを除いた形で各事業ごとに商工会さんのほうで振り分けられたものを補助金を出していただいております。

あと、活性化事業補助金でございますが、こちらにつきましては7地区の12事業をしていただいております。こちらにつきましては、内容が近鉄蟹江発展会でありますだとか須成発展会、今駅前発展会、蟹江町の商工会のほうの観光部会、商業部会、蟹江事業協同組合、蟹江商工会といったところが事業を行っていただいております。こちら先ほどのげんき商店街と同じく補助対象事業と補助対象外事業がございまして、総事業費の中の3分の1の補助をさせていただきますというのがこの活性化の事業でございまして、この活性化の事業につきましては、総事業費が対象経費が149万円、約150万円のうち3分の1を補助させていただきますして、49万6,000円ほどの補助というふうになっているものでございます。

あと、プレミアム券のことでございますけれども、こちら売れ残りがあつたのではないかというふうなご質問でございますけれども、これは発売所によりまして売れたり売れ残ったりというところがございまして、最終的には販売をしました翌日、商工会のほうで売らせていただいたんですけれども、そちらのほうで全てを完売をしたということでございまして、こちらのほうの利用者につきましても商工会のプレミアム券の参加者、また消費者のほうも今後も発行してほしいよというような要望が出てございますし、商工会のほうからも今後も続けてほしいよというような要望が来てございます。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

それね、ちょっと聞いていることが間違っている。げんき商店街の割り振りが各事業の何%の補助になっているか。活性化育成費が3分の1なんですよ。33%。事業の対象外を抜くのは当たり前のことで、その事業の中で例えば割り振りの額が決まったときに、その額が何%ぐらいになっているかということを知りたかったわけ。例えば、100%のところもあるんじゃないですかと聞いたわけだ。

それから、プレミアム券は、どうもニュアンスが大分違うんですけれども、商工会はとりあえず1回戻して完売はしたんですけれども、思った以上に何か人気がないというのかいう感じをちょっと聞いたものですから、町としてはどう思っているかなと思って聞いたんですけれども、どうも明確な答えじゃなかったみたいなんですけれども、とりあえず、げんき商店街の分がわかればですよ、わかるんですかね。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

すいません。げんき商店街の活性化補助金の総事業費ということでございますが、申しわけございません。手元に総事業費として金額を持ってございませんので、また資料のほうを出させていただきたいと思えます。

それと、プレミアム券につきましては、商工会の今の役目、プレミアム券の参加業者、また消費者のほうからアンケートをとりまして、そのアンケートの結果を若干いただいてございますが、そちらのほうにつきましてはいろいろなご意見がございますけれども、今後もやってほしいなというふうな要望を強く受けてございます。

○14番 高阪康彦君

げんき商店街の場合は、総事業で一発じゃなくて各発展会の事業一つ一つの、例えば予算要求概算は例えば80万円かかったんですけども、割り振りとして60万円来たら、それを8割ぐらいの補助になるし、そういう意味を言っているの、それがわかれば教えてくださいということ。

それから、プレミアムのほうは、ある人に意見を聞くと、たまたま小売店で使える部分と、それから大型店で使える部分があって、大型店で使える部分が少ないものだから魅力がないという人もあるんですけども、実際それ困ることで、これは本当に小売店のためにやるようなものですから、痛しかゆしなだけども、そういうところは終わってからそれは検証されるのかな。もう少し人気が出るような方策とってほしいなと思うけれども、げんき商店街の場合は多分資料ないと思えますので、またわかったら教えてください。ある。資料あるの。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

今、各発展会のほうの要望額だとか事業費だとかいったところにつきましては、細かい資料がございませんので、また資料のほうをお渡ししたいと思います。よろしく願います。

○議長 奥田信宏君

他にありませんか。

○2番 板倉浩幸君

高阪議員の質問があったプレミアム商品券について、僕からもちょっとお伺いいたします。売れ残ったのかどうか、一部売れているよということは、完売しちゃったよということは聞いているんですけれども、今回消費者としては1割の還元率があって、1万円で1,000円の還元率なんですけれども、じゃ実際にこの実績報告書の中にもあるように、町内の事業所

の売り上げが向上した、確かに向上しています。じゃ、実際に地域の経済の発展、地域の活性化につながったという事業効果があるんですけども、その点について、町内の事業者の地域活性化についてという意見書等、アンケートを先ほどもとっていると聞いたんですけども、消費者のアンケートで来年もやってほしいという結果なんですけれども、実際事業所にとっての町内が活性化する事業ですので、その辺の検証等というのは商工会で出しているのか、その辺ありましたらお願いいたします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

昨年、29年度のプレミアム券のほうの事業につきましては、有効期間が9月3日から11月30日でした。ことしにつきましては、これも7月の末にお盆を当てにやったような事業でございます。ですので、昨年とことしとはまたちょっと違うんですけども、そのやられます時期によりまして若干事業効果というのは違ってくるのかなというふうには思います。ですので、昨年、29年度でいいますと、商品券購入の利用者からのアンケートにつきましては、207ほどのサンプルをいただいたというような状況でございますし、またお店のほうにつきましては60店舗ほどのお店からの回答をいただいてございまして、一番最初、27年度にありましたものにつきましては大変多くのサンプルをいただいたんですが、この29年度につきましてはそんなにサンプルもございませんが、商工会のほうで把握をしまして商工会のほうで検証をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

消費者についてはやはり10%いいと思って、事業所自体検証が、じゃ商工会のほうでされていて、多分これは継続にできればやっていく方向でいると思うんですけども、予算を組んでいる以上、どの辺に事業所が効果が出ているのか、その点についてもうちちょっと報告があってもいいのかなと思って聞いたんですけども、それというのほどこまでですか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

こちらの事業をやることによりまして、例えば手を挙げていただき、これは商工会に加盟していない業者につきましてはお金を出して参加をさせていただくようなことにもなってございます。ですので、商工会への加入促進という意味でも、この事業に参加をさせていただきまして商工会の加盟者をふやしていこうというようなこともございますので、今後、商工会に加盟して、商工会のほうで活性化できればいいのかなというふうにも思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

当初、僕も一番最初に聞いて、商工会の会員と会員じゃない人が差別がないかと聞いたんですけども、今でもやっているということで、確かに商工会が発展して地域が活性化すれば確かにそれはいいんですけども、商工会に加入していない人もいますので、そこで加入

してもらって一緒にやっていくという方向も考えられますけれども、もう一度継続してやっていくならば、その辺の事業検証も行いながら、本当に必要なのか。消費者は別ですよ。消費者は10%還元ありますので、確かにいいと思いますので、確かにさっき戸谷議員とも話していたんですけども、若い夫婦が2人で買いに来るとか、そういう話も聞いていますので、そんな点、事業者の継続してやるという事業に対してもうちちょっと検証をお願いしたいなと思うところです。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はないようですので、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、174ページから195ページまでの質疑を受けます。ありませんか。

○10番 佐藤 茂君

10番 佐藤茂です。

187ページの新市街地整備事業というところでございますけれども、これは私ども今現在富吉の市街化ということに向けて今いろいろ話をさせてもらっている段階でありますけれども、先般、私余りあれだったんですけれども、何か県に出すような計画書があるというようなことをちょっとお聞きしたんですけれども、私本当に目先のことしか頭になくて、そういうことが全くわかっていなかったんですけれども、ちょっとそこら辺の説明と、それから私のほうに今どうなっておるんだという話を皆さんされてみえるものですから、今の現況、私のほうから言うのもあれですので、もし今どこら辺までか、どうなっておるのかいうことを説明できる範囲で結構ですので、説明していただければと思います。よろしくお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問ございました昨年度の委託業務についてご説明をさせていただきます。

昨年度策定いたしました計画協議書ですが、組合の設立に向けて前段の段階でございまして、事前に愛知県等の関係機関に土地区画整理事業の計画内容について協議を行うための資料でございます。現在は、県の河川課等の関係各課に意見照会をしております。随時県に対して対応を図っている状況でございます。できれば、おおむね今年度中には全ての意見について処理をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

ありがとうございました。もう一つだけ、今の。今どこまで我々がね、ちょっとそれだけ説明をお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

現在の区画整理の状況として説明をさせていただきます。

現在は、仮同意率としまして、約8割弱を同意を得ておるような状況になってございませ



て、法的には土地所有者かつ地区の面積の3分の2以上があれば事業化はできますが、県としては85%以上の同意を推奨しているものですから、それに向けて同意率を上げるように今地元調整を図っているような状況でございます。町としても重要な施策の1つとして認識しておりますので、事業推進に向けて、地元の支援も含めまして詰めてまいりますので、よろしくお願いたします。

○1番 松本正美君

1番 松本でございます。

ページ数は188ページ、公園の維持管理費についてお伺いをいたします。

今、当町におきましても公園の維持管理ということで、皆さんが公園で本当に憩いの場として快適に公園を使っていたくように整備をされているわけですが、最近健康志向ということで、これは次長のほうにもお伺いしたこともあるわけなんですけれども、健康遊具の公園での設置についてであります。非常に最近、高齢者の方から要望を多くいただくわけなんですけれども、先日も公園を歩いていて遊具があるといいわねというお話をもう何回もお聞きするわけなんです。今までも議会の中で健康遊具についてはお話をさせていただいておるわけなんですけれども、一向に見えてこないわけですね。特に、ウォーターパークなんかは毎日のように夕暮れになると歩いてみえる方がありまして、ここらにも健康遊具があると非常に健康のためにもいいわねということで、それで今高齢者の方も健康志向で本当に、高齢者に限らず若い人もそうなんですけれども、歩いてみえるわけなんですけれども、そうした筋力を鍛える、またアップできるような、ただ歩くだけで終わりではなくして、そうしたことも蟹江町として取り組んでいただくといいということを皆さんから要望いただきます。この点につきましては今までもお話しさせていただいておりますので、その後どのような検討をされているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問ございました健康遊具についてご説明をさせていただきます。

29年度公園改修実施設計業務委託料としまして、源氏塚公園の改修実施設計を行いました。この理由としましては、既存の整備から20年以上経過することもございまして、水景施設やポンプ等の老朽化からたび重なる故障を繰り返しておりましたので、抜本的な見直しが必要ということもありまして、この実施設計を行うこととしました。この実施設計につきましては、地元の意向を充分把握するためにワークショップ等も開催しまして、その中で議員のお話にあるような健康遊具設置ということの要望もございましたので、その内容を盛り込んだ設計といたしました。それで、今回のこの9月議会において源氏塚公園の整備費として予算を計上させていただいておりますので、予算をお認めいただければ、源氏塚公園については健康遊具の設置を行っていきたくと今考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、次長のほうからも源氏塚公園に健康遊具を設置するというお話がありましたが、そのほかウォーターパークだとか、現実学戸グラウンドで高齢者の方が歩いてみえるものですか、こういったところはどのように考えてみえるか、ちょっとお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

まずはこの源氏塚公園に遊具を設置させていただいて、状況を見ながら随時検討はしていこうと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうかこの健康遊具につきましては皆さんからの強い要望が出ていますので、源氏塚公園に設置していきたいということですので、そこからまた状況を見てということみたいですが、これも非常に最近物すごい要望多いものですから、ぜひウォーターパークだとか、また学戸グラウンドだとか、都市公園もありますので、そういったところもしっかりと取り組んでいただけるようによろしく願いいたします。要望します。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、7款土木費を終わります。

続いて、8款消防費、194ページから207ページまでの質疑を受けます。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

207ページと実績報告集の82ページです。小型動力ポンプ積載車購入費について、少し伺いをいたします。

今議会にも1台契約の締結の議案がありました。採決されておりますが、今後の状況についてを聞きたい。今後、今実際に消防本部で22両、団本部で8両とあるんですけれども、今後の予定としてどのようになっていくのかお願いいたします。

○消防本部総務課長 山田 靖君

今後の整備の計画でございますが、今回、消防団の小型動力ポンプ積載車につきましては、15年が経過した車両で更新をさせていただくということで、今年度も新蟹江東分団の積載車を更新をさせていただきました。消防本部の車両につきましては22台ございますが、こちらのほうにつきましても整備の計画年数を定めてはおりますが、状況に応じてその時期も変更になっていくということもございます。ただ、車両の保有台数につきましては変更はございません。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

団本部の小型積載車が15年の単位でかえていくということでもいいんですね。そうすると、

なかなかじゃ来年あるのかというのは結構難しいと思うんですけども、決して安い小型ポンプ、消防団の積載車でも890万円という値段予算ですので、また団本部のほうになるともっと金額がどんどん高くなっていくので、その辺の今後毎年あるのか、2、3年に一度なのか、その辺がサイクル的なものがありましたら、今後もあるのかな。参考にしていきたいと思いますので、またお願いいたします。

○議長 奥田信宏君

要望ですね。今わかる、2年か3年後やるか。

(「わからんでしょ」の声あり)

わからんでしょ、今は。要望でしょ。

(「要望で……」の声あり)

今わかるなら答え……

(「今わかるなら、それは答えて……」の声あり)

はい。

それでは、ほかに消防費。

(発言する声なし)

ないようですから、8款消防費を終わります。

続いて、9款教育費、206ページから267ページまでの質疑を受けます。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田です。

241ページの図書館管理費なんですけれども、先ほどもちょっとお話ししたと思うんですけども、利用者の人数ちょっとずつ減っていつているなというふうに思っているんですけども、これに対して何かしらの方針というか、施策というか、そういったものはあるのでしょうか。前回一般質問したときにも、漫画、コミックを充実させたらどうなんだろうかというお話もさせていただきましたし、例えば雑誌とかに関しましても、愛知県など、大府市の図書館結構有名ですけども、雑誌397種類というか、冊というか、それだけの種類のものが置いてありますので、そういったところもやはり利用者ふえている一因になっていると思います。そういうようなところをどのように考えているのか教えていただきたいのと、同じ241ページのまち・ひと・しごと創生事業の親父の料理教室事業なんですけれども、これに関しまして、講師の方の6万円と、この3日、1万5,000円ぐらいかなと思いますけれども、どのような講師の方が来られて、スタッフは生涯学習課の方がやられているのかな。そのあたりをどういうふうに運営してやられているのか教えていただきたいのと、人数、広報を見ると24名募集と書いてあるので、ほぼほぼ参加人数は埋まっていると思いますので、結構人気だったんだろうなと思いますけれども、そのあたりの感想というかがあれば教えてください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、図書館の関連のほうの質問にお答えさせていただきます。

これといって具体的なものがあるかと言われると、今現在は用意しておりません。ただ、例年のことですが、当然のことながらPR、周知、広報ですとかホームページを使ってやっていくつもりと、あとは先ほど先生も春先指摘していただいたとおり、漫画ですとか雑誌のほうも検討しながら、この予算時期もありますので、そちらのほうも検討させていただきたいと思っています。

簡単ですが、以上です。

○生涯学習課長 松井督人君

それでは、議員の親父の料理教室についてのご質問にお答えをさせていただきます。

中央公民館分館の料理教室を会場といたしまして、各24名の募集をさせていただきました。1回目の参加人数が21人、2回目、9月台風で中止になりましたけれども、3回目が20人、4回目が中止になりました振りかえ分で24名、5回目が25人と、それぞれ毎回多くの参加をしていただいております。内容につきましては、すいません。今全部覚えておりませんけれども、魚を3枚におろして、それを料理して参加者みんなで食事しながらここから先どうやって料理していこうかなというようなお話を講師含めてさせていただいております。大分実のある教室かなというふうにこちらのほうでは考えております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

運営は生涯学習課の方でやったでいいんですよね。多分、これ見たときに、そんなに悪くないというか、いい企画だなと思ったので、人が集まるんじゃないかなと思ったんです。現実には集まっていると思うんですけれども、何かこういうものって皆さんやらないかなことなのかなと思っているんです。企画していただくのは構わないんですけれども、人も集まりそうなので、こういうものこそどこかの一般の事業会社に投げてしまってもいいんじゃないかなと思うんです。やっぱり、皆さんの貴重な時間はこういうものじゃなくて、もっと公務員しかできないような伝統的なものとか文化の伝承だとか、歴史をつないでいくとか、何かそういうようなことに力を入れていただきたいなと思うんです。この須成祭のマイスター養成講座とか、こういうのってやっぱりなかなか人も集まらないですし、こういうものこそやっぱり本当にやっていただきたい事業だと思うものですから、そのあたりの振り分けとかを何か見きわめてやっていただきたいなというのと、例えばその料理のつくり方に関して、本当に今はこれで、グーグルに聞けば教えてくれる時代になっていますので、例えば、じゃあこれがないよとかという方もいらっしゃると思うんですけれども、うちの父も70超えておりますけれども、きのうもどこかのお店のお得になるものメールで来るからといってQRコードのやり方教えてもらったとあって、お店で聞いてやったんですが、

メールの見方がわからないと僕に聞いてきたので僕教えたんですけども、だったらこの使い方の教室をやったほうがよっぽどいいんじゃないかなと思うんです。これに関しては、ドコモショップとかもやっていると思うんですけども、人数が多過ぎて回ってこないの、じゃあそれをサポートという意味でこういうのをやったほうがいいと思うものですから、何かそういう本当に皆さんしかできないようなことに力を入れて、皆さん以外でもできるようなことというのはほかのところに振っていただいてというようなやり方をしていただきたいなと思うんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

生涯学習の各種の教室ということで、先ほどお話があったように、親父の料理教室もいいことはいいけれどもというようなお話でありました。確かに、年配の方がおみえだと思うんですけども、ほかにもインターネットではありませんが、そういうパソコンも含めて、そういう教室も考えていく必要があるだろう。いろいろなジャンルというかね、子供から大人まで、老人までと。

それで、今ふと思ったんですけども、この親父教室も料理教室は、将来妻がつくっててね、男はなかなか手出していないということで、ひょっとしたら独居老人になって、それでそういうときにということで実際のことを体験するというようなことでは価値があるんじゃないかなとは思わんではありません。今議員が言われたことも含めながら、今後また生涯学習のいろいろな各種教室を考えていきたいと思っています。

○議長 奥田信宏君

他に。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

ページ数というか、小・中学校の……

○議長 奥田信宏君

ページ数。

○8番 黒川勝好君

ページ数ちょっとわからない。小・中学校まとめてのお話をさせてもらいたいんですけども、小・中学校の書写・書道時間ですね。教育の時間。これは、指導要領ではどういうふうになっておりますか、ちょっとお尋ねします。

○教育長 石垣武雄君

書道の時間というのは、書き方も含めまして、小学校でいうと低学年がそうですけども、国語の時間に入っているということでもあります。大体、例えば小学校でいきますと8時間ぐらいの中の1時間、中学校ですと6時間、5時間の中の1時間あるか、ないか、逆に少ないんですね。年間にして、ちょっと今何時間かということは難しいんですけども、それを学

校によってはまとめてやる場合も中にあるんですね、時間数が。ですから、例えば日誌の中に冬休みのそういう書き初め等も含めまして、そういうときもありますし、文化祭等々の場合があるということで、学校の先生が、国語の先生が習字をということで、小学校ですと今言ったようにそういうことでありますけれども、定期的に1週間に一度ぐらいはあると。ところが、中学校ですと、ひょっとするとある時期に固まっているのではないかなということをおもっていますけれども、でも全然国語の時間の中でそれがウエートを占めていますので、やっていることはやっているというふうに把握しております。

以上です。

#### ○8番 黒川勝好君

なかなかはっきりした回答いただけんですけども、小学校はね、1週間に1回ぐらいは必ずあるように聞いておりますね。ですけども、中学校になりますと、今教育長言われたようではないと思うんですね。夏休みの宿題にしたって、それは宿題であって授業ではないんですからね。必ずもう夏休みも冬休みもあるんですね、あの日誌の中に課題があるですから、それはやるんですけども、それは授業の中ではない。実際、授業でやる時間というのは、本当に中学校はないんじゃないですか。蟹江町だけ独特かもしれませんけれども、僕は蟹江町しか知らんですけども、他町村のどういうやり方をしているか知らんですけども、僕の聞く範囲では、中学校ではほとんどないということ。1時間、書写コンクールというやつがあるんですよ、今ちょうど時期ですが。そのときに先生からプリントをいただいて、その日に練習して、その日に清書をさせて、それだけだというお話を聞くんですね。けれども、実際はまだ今中学校でも本も買っているのではないですか、書道の。1回も開いたことないんですよ。僕昔、何年前か知らんですけども、ここでそんな使わんような本なら買わんでもいいと言った覚えがあると思うんですけども、でもまだ買っているんですね。1回も開かんのですよ、これ。だから、今聞いておるんですよ。指導要領の中で本当にこんな状況でいいのかなと。中学校の書道はこんなことでいいのかなというのが僕非常に心配なわけですよ。

中学校は、本当に、今3年生から毛筆をやっているんですね。中学校へ入ると、今度楷書と、次が行書という段階に行くわけですね。字も中学校は行書までを習わせるわけですね。そうすると、塾行っておった子も、小学校はみんな学校でもやりますから書きますよ、楷書でね。今度行書を書くときに、1回もやらんわけですよ、授業で。先生が教えないわけですよ。それをもって、今書写コンクールです、手本をぼんと渡しました。2年生、3年生になれば行書ですよ。行書があるですよ。じゃ、その子たちどうやって書けというんですか。そのときに先生指導されるかもしれませんよ。それは無理ですよ。もうちょっとね、しっかり、日本の文化ですからね、書道というのは。もうちょっと重きを置いていただかんと、僕は非常にね、残念なんですよ。これが変えようとしな。変わっていないもの。もう少し時間を、

中学生でもう少し時間を欲しいですね。だって、塾なんか習っている子ばかりですもの、ああいうところへ出品されるの。これは嫌になるですよ、ほかの子たちは。わからんもの、書けないですよ。それなら絶対張ってもらえないもので、やっぱり張ってもらえましょうですよ、みんなね。そこそこやっぱりちょっと時間費やしてやったっていただきたいという気持ちなんですけれども、どうですか。

○教育長 石垣武雄君

確かに、黒川議員が言われるように、小学校ですとある程度ということで、中学校ですと、さっき私もはっきりしない言い方をしたんですけれども、集中してやるということは、例えばそういうように何かあったときにということで、しかも時間数でいきますとほんのわずかじゃないかなということをおもわんでもありませんし、ただこれが蟹江町以外のところがということは比較しておりませんでいけませんけれども、再度国語のそういう教科の先生、校長先生にお話ししながら、やはり日本の文化でありますので、そういうようなところもしっかり、ただやっていくよというだけではなくということで、先ほど言われた指導要領も再度時間数を確認しながら、最低限のことはやっていただくように働きかけていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長 奥田信宏君

他に。

○1番 松本正美君

1番 松本でございます。

ページ数は255ページの新電力調達調整委託料32万4,000円です。これは、中央公民館の新電力への切りかえにより行われておと思うわけなんですけれども、この毎月どれぐらいの電気料が安くなっているのか、また電力会社を乗りかえたことによるメリットはどうだったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、261ページの食育推進事業についてであります。当町は、この29年度も各小学校で食育推進として食育推進講演会が行われております。また、食育推進講座とか親子料理教室が行われていました。この食育推進事業について、食育推進を図ることで児童・生徒へどのような食育推進の理解を深める取り組みができたのかお伺いしたいと思います。

○生涯学習課長 松井督人君

では、お答えをさせていただきます。

新電力調達調整委託料につきましては、毎月そういったプロバイダーのほうに定額の委託料を払います。そのプロバイダーを通して電気料の請求が行われます。その2つをあわせた分と、中部電力から直接電気を購入した場合との金額を比較をいたしますと、プロバイダーを通したほうが安いということで、ことして6年ぐらいここを利用した電気の調達をさせていただきます。細かい金額については、すみません。今資料を持ち合わせておりま

せんので、また後ほどご報告をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○給食センター所長 寺本章人君

先ほど議員からご質問のありましたまち・ひと・しごと創生事業の食育推進事業でございます。食育推進事業として、各学校で食育推進講演会というのを2年目になりましたが、やっております。29年度は、食と健康といったものを中心的なテーマとしまして、各小学校1回、大体のところは小学校6年生対象なんです、舟入小学校さんだけ5、6年生、それから須西小学校さんにおきましては保護者の方も含めて講演のほうをさせていただきました。朝ご飯をとることの大切さ、それとバランスのよい食事をとることの大切さのほうをお教えしまして、子供たちのほうに伝えてはいるんですけども、子供たちのほうから保護者の方に伝わるように食の大切さのほうを教えておりまして、子供たちのほうが非常に輝いた目つきというのか、見て非常に熱心に勉強していただきましたので、かなり手ごたえはあるかと思っております。こちらにつきまして、またことし、30年度も引き続き行わせていただきますので、また成果のほうにつきましてはお話をさせていただきたいと思ひます。

また、食育推進としましての料理教室のほうもやっております。こちらのほうは、8月11日、山の日にやりました。朝ごはんクッキングという形で、10組20名の親子の方々に親子で簡単につくれる朝ご飯のほうを提供しながら、こちらについても朝ご飯の大切さ、それからバランスのよい食事をとることの大切さのほうを伝えて講座のほうを行いました。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。そうすると、中部電力よりこの新電力のほう安くなるという、そういう形でもよろしいですね。今後、他の公共施設もありますので、そういった単価の安い電力に切りかえていくということも、これは今のお話聞くと必要ではないかなと、このように思ひますが、この点については課長だけじゃあかんか。これは町長のほうがいいかもわからん。町長か副町長さんから、今後の電力のそういった取り組みということでお聞きしたいと思ひます。

それと、食育の推進ということで、先ほどのお話がありました。特に、朝ご飯を本当にとることが大事だということ、食育の推進の講座の中でもそういうことを取り入れて取り組んでいるということ、今お聞きしました。特に、食育の推進の上からも、児童・生徒が体力向上、また学力の向上の上でも朝食をとっていきということは非常に大変重要ではないかなと、このように思っております。私たち総務民生も、体力向上ということで、やっぱりそういった取り組みをやらさせていただいている中にもこうした朝食の推進というのは非常に大事だなと、これを思っております。そういう意味で、当町では朝食の摂取状況及び給食の残量の調査が行われているのかどうか、この点についてもお聞きしたいと思ひます。



○町長 横江淳一君

電気代の件でお話しさせて、詳しい状況を僕が知っているわけじゃないんですけども、実際電気の自由化になったときに、いろいろな業者さんからこういうことをやるともっと効率的に使えますよだとか、あと太陽光発電、風力発電等々を含めた自然エネルギーに特化した電力需要の今後のあり方等々も我々の中では話し合いをさせていただきましたが、全ての公共施設の電気代をそれに切りかえるというところまではまだ行ってございません。実際、効率のいい状況で、まずは隼から始めよということで、1カ所、2カ所スタートさせていただいたというのが現状でありますし、実際まだこれから電気エネルギーの必要性というのはいろいろな石油の問題、石炭の問題等々ございますので、町としてはやっぱり貴重な税金を使わせていただいている以上、安いということになればすぐさま飛びつけるかというところでもないで、やっぱり実績のあるところでしっかりとした結果を見てまずはスタートしたいなということで、今回そんなに安くは多分なっていないとは思いますが、それでも中部電力に直接払うよりも安い実績が出ているということは聞いてございます。今はそれだけのお答えしかできませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○給食センター所長 寺本章人君

先ほどの議員の質問でございます。朝食の摂取率でございますが、今申しわけありません。資料を私ども持ち合わせておりませんので、今何%というのはすぐ答えられませんが、毎年、毎年調査のほうはしております。ですので、朝食の摂取率につきましては、毎年、毎年摂取のほうの率は確認はしております。蟹江町につきましては、平均より高かったと思ひます。また資料のほうをご提示させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからあと、給食の残食率でございます。こちらのほうも、当町センターのほうで把握はしております、蟹江町につきましては平均3%台の残食率に、食べ残し率になっているということでご報告させていただきます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、先ほど町長のほうから新電力の取り組みということで、今後検討していかねばいかん部分もあるかと、このように思ひますが、できればできるところから進めていきたいということで、また調査もしなければいけない点も出てくるかと思ひますので、そういう意味ではこの新電力全部が全てというわけにもいかないかもわからないですけども、少しでも町当局の負担がとれればなど、このように思ひますので、この点についてもよろしくお願ひいたします。

今、調査の結果も今資料がないからわからないということでありますが、この食育の調査の結果の分析はされていると思うんですが、この点はどうでしょうか。

○給食センター所長 寺本章人君

分析というか、蟹江町におきましては内部のほうで、今センターのほうで話はしているんですけども、非常に各小学校の地区によって朝食の摂取率というのが少しずつまちまちなっております。その中で、非常に着目しているところが、3世代のご家庭ですね。おじいちゃん、おばあちゃんも含めたご家庭の多い地区におきましては朝食の摂取率が非常に高いというのが分析の結果から見えているところもございます。ですので、家庭環境のほうもございしますが、やはりお忙しい世帯であればそれぞれ、こちらも食育講演会に係ってくるんですけども、やはりそれぞれ個々に食べる個食のほうがふえてくるとどうしても欠食につながる確率が高いものですから、そういったものも踏まえて、今講演会のほうでも児童・生徒のほうに、特に児童のほうに伝えるようにして、家族で一緒に食べれるように、朝も一緒に食べれるような、講演のほうを通じて子供たちには伝えるように今努力をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

219ページの小学校の施設整備事業で少しお伺いをいたします。

今回、実績報告書の中にも84ページにあります。トイレの改修についてちょっとお伺いをするんですけども、今回蟹江小学校の管理棟のトイレと新蟹江小学校の男子と女子のトイレが改修工事が行われた決算となっておりますけれども、実際に小・中学校をあわせてどのぐらいまでトイレの改修が完了が終わったのかお伺いをいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

先生、ちょっとお待ちください。小学校のほうは40.32%、中学校が36.44%です。いわゆる洋式化ということでよろしいですね。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

なかなかまだ進んでいないんですけども、全小・中学校エアコンの設置事業をさっき行ったということで、なかなかトイレの改修が進んでいないと思います。エアコンの設置がまず大事ということで、それも十分承知しているんですけども、なかなかまだ進んでいないということで、これからまだまだやらなければいけない改修工事なんですけれども、大体どのぐらいかけてやっていくのかと、体育館自体のトイレの改修は全て終わっているのか、その点についてお願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

すみません。具体的にどこがというところはまだ決まっていない状態なので、順次やらせていただくつもりではあります。体育館のほうにつきましては、それぞれ男女のトイレありますけれども、やらせていただいておりますので、そちらも残りのほうを終わりましたら順次計

画的にやっていきたいと思います。ただ、施設の長寿命化計画の関係もありますので、そちらとのかみ合わせながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

体育館について、まだ終わっていない。

(「体育館終わっています」の声あり)

終わっているんですね。体育館、生徒だけが使う場所でもありませんし、避難所ともなっているからどうなのかなということでも体育館聞いたんですけども、そういうことで、これから洋式化ということでトイレの整備事業を進めていっていただきたいと思います。要望で結構であります。

○議長 奥田信宏君

他にないようでしたら、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、266ページから267ページの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですから、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で認定第1号「平成29年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終了いたします。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第2 認定第2号「平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は全て済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、272ページから304ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

国保についてお伺いいたします。ページ数が281ページです。

医療費給付費分の現年度課税分で、収入未済額がやはり滞納分ということで上がっておりますけれども、これについて少しお伺いをいたします。

これ、未済額について、この滞納があった場合、それぞれ市町村で対応が違うと思うんですけれども、特に何が違うかということ、多分保険証の交付の短期保険証の交付の月数が違うと思います。そのことで蟹江町としてどう対応しているのかお願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

板倉議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

蟹江町では、前年に未納がある方につきまして短期証のほうを発行させていただいておりますけれども、原則3カ月から6カ月の間で発行させていただいております。現在ですけれども、255名の方が3カ月、53名の方が6カ月ということで発行をさせていただいております。ただし、発行させていただいても、保険料のご相談をさせていただきながらその辺のほうは順次3カ月にするのか、6カ月にするのかというところで決めさせていただきますので、一概に3カ月、一概に6カ月ということで決めておるわけではございません。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

状況において3カ月と6カ月ということの答弁もらったんですけれども、1カ月は無いということでもいいですね。

そこでですけれども、実際前年度分の滞納があったり何かして短期保険証なんですけれども、納付相談に応じて渡すと思うんですけれども、実際に蟹江町として郵送しているのか、していないかの確認と、とりに来たら相談をして3カ月ないし6カ月を渡すのか、その辺についてもう一度お願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

毎年8月に一斉更新のほうをさせていただくんですけれども、その際はもちろん前年に納付がある方、それから今年度においても納期分までで納付がちょっと見られない方につきましては、一応とめ置きということで、更新の際はこちらのほうへとりに来ていただくということでお願いをしております。それからまた、短期証で例えば3カ月なり6カ月を出させていただいた方については、納付相談で来ていただいた際にまた更新で出させていただくということですので、自動にお送りするということはしておりません。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

基本的に相談に来てもらって役場で発行してもらおうということで、郵送していないと思うんですけれども、じゃ実際に病気にかかって、どうしても今やむを得なく滞納しておった場合ですよ。病気にかかってしまって保険証がどうしても必要だという方には、すぐに保険証を発行してもらって、それから病気がよくなってから今後の相談をするのか、まず優先的に保険証を発行してくれるのか、その点を最後にお聞きしたいと思います。

○保険医療課長 不破生美君

どうしても急に必要だよという場合につきまして、こちらのほうへ役所のほうへ来ていただいご相談させていただくのはもちろんほかの方と同じでございますけれども、全く出さないというわけではございませんので、医療にかかっていたら保険証のほうはお出しさせていただきますので、もしそのような方がみえましたら国民健康保険のほうにご相談いただければと思いますので、よろしくお聞きいたします。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑はないようですので、以上で認定第2号「平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について」を質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第3 認定第3号「平成29年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、308ページから316ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田です。

310ページの歳出の土地取得費151万7,315円なんですけれども、これは多分実績報告書の56ページにある須成保育所南側土地取得の分でいいかと思うんですが、ということは、29年に関しては、土地の取得はこの須成保育所南側の土地のみということでもいいんですよね。ということなので、今須成線に関してはこの土地に関しては取得はなかったという確認がしたいんですが、それでよかったですか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

今回取得、主要成果の報告書の108ページのほうをごらんいただきますと、土地取得特別会計の減少、増加の保有状況の調べが載っております。用地先行取得事業用地といたしまして、151万7,315円の増加分、この分だけでございます。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

じゃ、一応今須成線に関しての土地取得に関しては、交渉はとまっているわけじゃなくてきちんと進んでいるということで大丈夫ですよ。

○産業建設部長 伊藤保彦君

今須成線の件で今お尋ねをいただきました。今須成線につきましても、今も現状土地所有者の方に何とか分けていただくように進めているところでございます。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑はないようですので、以上で認定第3号「平成29年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第4 認定第4号「平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は全て済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、320ページから342ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

334ページ、335ページ、あと339ページまでである地域支援事業について少しお尋ねをいたします。

実質これ今年度からの新事業の総合事業なんですけれども、この事業自体は市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民の多様な主体が参加し、多様なサービスを充実することで、先ほどもありました地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指すものということが総合事業の中身、目的と考えだと思っておりますけれども、改めて今回、この地域支援事業、初めての総合事業ですので、結構長くなっちゃうかもしれませんが、何が簡単に変わったのか、もう一度改めてお聞かせをください。

○介護支援課長 戸谷政司君

ご質問のありました地域支援事業についてでございます。

まず、簡単に申し上げますと、今まで給付費の中で持っておった要支援1、2の方の給付費がまず地域支援事業のほうに移されて、町独自でお支払いするというようなところでございます。それ以外といたしましては、介護要支援1、2の方の介護予防のマネジメント費等、あと介護予防事業等を新設して事業を行っているというようなところでございます。あと、主だったところで申し上げますと、生活支援サービスということで、社会福祉協議会のほうにちょっと委託はしておる事業になるんですけれども、かにまるサポートセンターの運営というところで、簡単なヘルパー等の派遣を行っているような事業を転換しているところでございます。

○2番 板倉浩幸君

大まかな、何が変わっているか、多分要支援1、2が町の総合事業になったということでもいいと思うんですけども、じゃ実際にこれからこの地域支援事業ということでやっていくわけなんですけれども、これ基本的な考え方いろいろあります。生活支援の充実から高齢者の支え合いの体制づくりから介護予防と自立支援のサービス、あと特に認知症の対策等、あと共存社会の推進が行われていくと思います。実際にこの事業初年度として、今後これからこの検証をされたのか、していくのか、それについて、この29年度についてどう検証したのか、していくのか、それについてありましたらお願いいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

介護の地域支援事業についての検証というところのご質問でございますが、29年度から実施させていただいて、とりあえず29年度が終了したというところでございます。要支援1、2の方と、あと事業対象者と言われるチェックリストの対象者の方もこちらの事業のほうには入ってきております。初年度ということで比較するところがございませんので、検証を全然していないわけではないんですけども、昨年度の介護の給付費とことしの給付費と地域支援事業費をあわせると、やはりちょっと増加しているというような現状がございますので、今後も引き続き町独自の事業になってまいりますので、皆さんのニーズに合ったところで事業を展開していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

まだ始まったばかりでなかなか難しい。あと7期がスタートしたということで、この総合事業地域支援事業について、せっかくいいか、悪いかは別として、総合事業ということで町が主体になってやるということですので、その辺検証も含めて今後のよりよい総合事業に向かっていけたからいいかなと思いますけれども、その点について、部長でもよろしいですので、再度お願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

先ほど来、3款のところでも担当課長からお話をさせていただいたとおり、2025年、団塊の世代の方が後期高齢のほうに移っていかれます。国の施策として地域包括ケアシステム、そこでは今お住まいの地域で高齢者の方々が人生をおしまいまで健やかに生まれ育った地、なれ親しんだ地で過ごしていただく、そういう施策の一環として今回施策を町としても展開するわけでございます。その1つは、高齢介護課を介護支援課に改装いたしまして事業を進めておりますし、この4月からは医療と介護の連携を図るために、4月から津島市役所の神守支所のほうに在宅医療介護連携支援センターのほうも立ち上げさせていただきました。また、今担当課長申し上げましたように、介護予防や日常生活の関係、これも皆様で見守っていくという体制づくりをやっていく、その一環として社会福祉協議会のほうに今生活支援体制整備事業ということで蟹江まるごとサポートセンターというのを立ち上げて、地域の皆さ

んで高齢者の方々を見守っていきましょうというところをまず始めたところでございますので、まずは2025年の後期高齢に団塊の世代の方が移っていかれるときまでにそういった体制づくりを今進め始めたところだというふうにご理解いただけると助かります。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で認定第4号「平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、25日の本会議では、質疑を省略、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第5 認定第5号「平成29年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、346ページから354ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、認定第5号「平成29年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第6 認定第6号「平成29年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、358ページから370ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

363ページかな。これについても、先ほど国保のところでお聞きした短期保険証についてお伺いをいたします。国保の後期高齢医療保険制度自体、愛知県の広域化でやっている制度でありますけれども、滞納が未納額があった場合、先ほど同じように短期保険証の発行、国保と同じ3カ月、6カ月なのか、その辺の短期保険証を発行しているのか、その辺についてお願いいたします。



○保険医療課長 不破生美君

後期高齢の短期証についてのご質問ですけれども、実際、短期証のほうを発行しております。現在3名の方が短期証で出ささせていただいております。やはり、国保と同じように納付相談に来ていただいて、それをまた延ばすという形をとっております。取り扱い自体は大体国保と同じなんですけれども、前年度に未納がある方についてご相談の上、短期証のほうを出させていただくという形をとっております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

国保と大体同じような感じを出しているということなんですけれども、基本的に後期高齢は年金受給者は年金からの引き落としということで、国保と違って未納がやはり少ないと思うんですけれども、その辺について、その今3名の方について、どんな状況で移動になっているのかわかりましたらお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

3名の方につきましては、やはり普通は年金からの特別徴収なんですけれども、普通徴収ということで個別に納めていただく方になっておるんですけれども、ちょっと納付のほうがないよということで、言い方は変なんですけれども、保険証が欲しいとき、お医者様にかかりたいなというときに実際におみえになる。なので、例えば6カ月なり3カ月で出すんですけれども、それが切れてしまってもとりにみえない、相談にもみえないので、その方がまた随分たってからお医者様に行きたいなというときはおみえになるような形になります。なので、来ていただければうちのほうも、短期証ですけれども、お出しはさせていただきますので、先ほどの国保と同じようにまたどうしてもお医者様にかかりたいというときは来ていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

その3名の方がいいのか、悪いのか、実際多分年金ももらえていない方なんですよね。そんなことはないですか。そういうことで、実際に病気にかかるときに移行してということなんですけれども、その辺、納税相談したときに、ある程度納めてもらうのか、約束するのか、その点についてありましたらお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

やはり高齢の方ですので、全く申しわけないですけれども、きょうは払えないんです。だけれども、お医者様に行きたいんですと言われる方もありますので、その場合は、じゃ必ずいついつになったら来れるというお約束をさせていただいて、失礼ですけれども、納付誓約のほうを書かせていただいて、お渡しさせていただいて病院にはかかっていたいただくという形をとっておりますので、お願いいたします。

○議長 奥田信宏君

他に質疑ありますか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で認定第6号「平成29年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第7 認定第7号「平成29年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

水道事業、ページ数で40ページなんですけれども、配水量について少し、1点まずお伺いをいたします。

年間の配水量ということで、28年度決算と比べても減っている傾向にあります。その中で、県水の受水量はふえているんですけれども、これについて何かありましたらお願いします。

それと、もう一点なんですけれども、43ページの給水単価及び給水原価についてお伺いをいたします。

今回、29年度決算、前年度決算と比較した表があるんですけれども、まず販売のほうで28年度決算161円80銭で、29年度決算で162円3銭となっております。何が聞きたいかということ、給水原価について、これ県水からの精算ということで、県水から買っている分なんですけれども、これについて28、29年度と比較すると、前年度比較ということで、増減額9円31銭精算、いわゆる収入が下がっていると思うんですけれども、これについて、これだけ下がったら私が前から言っている水道料の引き下げができるんじゃないかと思うんですけれども、これについて、この2点お願いいたします。

○水道課長 伊藤和光君

板倉議員のご質問にお答えさせていただきます。

県水受水量の関係でございます。昨年度より6万7,000円ほど増量しております。これに伴っては、漏水管の現状におきまして破損等の損料と、それから今年度配水管の布設替えに伴って洗管作業に要した水量でございます。人口が減している状況の中で県水のほうの受水というものが上がっている状況というのは、そういった工事に関するものが主でございますので、よろしく申し上げます。

次に、43ページの給水原価のほうの関係でございます。この給水原価につきましては、経

常費用から長期前受金戻入、つまり一昨年前に愛知県と、それから国に補償費としていただきました配水管がございます。その配水管の長期前受というものが資産が大きくなりまして、給水原価のほうが下がっております。

以上でございますが、よろしかったでしょうか。

○2番 板倉浩幸君

給水原価自体、県水ようやく受水率が下がって行って、ようやく給水原価が下がったと思います。もう9円も下がったということで、多分これについて、多分答弁すると耐震管とか老朽化の一般質問でも僕もしたんですけれども、この取りかえ工事に充てるために利用するということだと思っておりますけれども、実際にどうなのかということになります。じゃ、この29年度決算にしても、この老朽管の布設工事がどこまで今現状進んでいるのか。耐震管にしてもそうですけれども、どこまで実際に進んでいるのか。今回の決算でも9,000万円の利益を上げている決算となっている中で、どこまで実際に進んでいるのかお願いいたします。

○水道課長 伊藤和光君

耐震管のほうの進めぐあいについてお答えさせていただきます。

昨年度、基幹管路の耐震管ということで5,636キロメートルの支管で、割合として15.4%というお答えをさせていただいております。29年度末基幹管路の更新は、7,525メートルで、約1,800キロぐらいの増となっております。割合としては20.6%まで上がっております。実質で5%の増となっております。今後、厚生労働省が推進している避難所に関する耐震管の推進ということ承っておりますので、今後そちらのほうを重点的に耐震管のほうを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

最後です。老朽化いろいろ、今下水道とも一緒に工事しながらその辺の整備も何とか一緒にやっていけると思っておりますけれども、実際にそうしたらこれだけ前年度と比べて今実質20.6%ですか、5%の工事をしたということなんですけれども、じゃ実際にこれだけ給水原価も下がって、当年度純利益9,000万円ということで、剰余金についても21億円ということで、もっと進められるんじゃないのかなとどうしても思ってしまうんです。要は、老朽管の整備がですよ。その中で、5%から進めなくてどんどんため込むというのではなく、どうしてもやはり僕としては使用料の引き下げも考えつつ耐震管の整備も、せっかく給水原価も下がったということですので、考えられないのかなと思います。この点について、再度お願いいたします。

○水道課長 伊藤和光君

議員言われる耐震化の進め方でございます。今事業の中では耐震化を進めるということも主な1つではありまして、施設の老朽化も進んでございます。平成10年以降、大規模な電気

工事の改修が終わって15年たとうとしております。それで、電気関係のほうの老朽化も進んでございます。今年度新たにまた計装盤の修繕をさせていただきます。そういった面で、耐震管を主に含めながら施設の老朽化のほうも随時更新していかなければなりませんので、そういった面に関して効率的な更新計画と、それから施設の改修計画をもちまして事業の運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほうをお願いします。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、以上で認定第7号「平成29年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第8 認定第8号「平成29年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題とします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

続きまして、2番 板倉です。

下水道について質問いたします。

今回、これも29年度独立採算ということで企業会計になった初めての決算であります。じゃ、実際にこの決算見てみると、本当に独立採算でやっているのかということ、ページ数じゃなくて下水道事業について総括で伺いたいんですけども、他会計、一般会計からの補助金が随分あります。出資金にしても、当初予算でもあったんですけども、5億円、一般会計の補助も出資金が5億円もしており、補助金についても収益の分でも26億円と、収支の資本金の分に対しても1億4,000万円と先ほどが2億6,000万円なんですけれども、これについて、実際にこれだけ一般会計からの補助を入れてもらって独立採算の企業会計だと言えるのかということについてお伺いをしたいと思います。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

ただいまの議員の決算の状況で独立採算と言えるのかというご質問でございます。

確かに、補助金、出資金等で昨年度企業会計をスタートしたばかりでございます。公営企業の会計適用は、平成27年の1月27日付の総務大臣、公営企業会計適用の推進についてが通知され、特に資産規模が大きくて住民生活に密着したサービスを提供するなど、都市基盤強化に欠かせない下水道事業については、平成32年4月までに3万人以上の市町村は法適用化するように要請がございました。それに基づいて、蟹江町におきましても平成29年度から導

入したものでございます。議員ご指摘のように、財源の大半は国及び町の補助金及び企業債に依存する決算内容、経営状況でございます。しかし、経営成績や財政状況など、みずからの経営状況によりの確な把握も可能となり、経営のさらなる健全化にもつながっていくと思っております。先ほども述べましたが、下水道事業は建設投資規模が大きく、建設期間も長期にわたります。また、将来には施設の更新などの経費も必要となってきます。今後、事業推進とともに地方公共団体の財政運営に与える影響が多大であることを十分認識し、水洗化率及び有収率を向上させ、使用料収入の確保を図り、接続推進や不明水削減に努めて独立採算を目指していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

完全な独立採算を目指していきたいということの答弁であります。平成32年までに、先ほど答弁あったように3万人以上がこの公営企業法にのっとって独立採算の企業会計にすることで、蟹江町自体も平成29年度からもう他の自治体より先行してやっているわけなんですけれども、特別会計ならここまで問題はないと思うんですけれども、実際にじゃ水道事業と今回下水道事業ということで、独立採算の企業会計ということで、本来これだけの予算をつぎ込む国の施策である、下水道工事自体決して悪いものでは、水質の保全や何かも考えるとどうしても必要な工事だと思います。その中で、じゃ実際に本当にやっていけるのか。今現時点で下水道の50%もいっていないのかな。そういうことで、将来もっと進めていくともっと採算的に合ってくるかもしれないけれども、そういうことで本当の下水道の企業会計をやっていたらいいのかという不安もあります。そういうことで、その辺に関して、副町長でもいいですので、今後どうしていくのかということをお願いしたいのと、もう一点、1点だけ確認させてください。今ちょうど下水道の工事が平安の3丁目と今地区で工事がどんどん進んでいくのかな。そうですね。その中で、この間説明会があったんですけれども、今回この受益者負担でありますよね。これ公平性を保つためにということであるんですけれども、実際にこれが、よく聞かれるのが、下水道来ても引かないから、これどうしても払わなければいけないのということをよく聞かれるんです。これについてどう、一応説明はするんですけれども、なかなか町民の方は理解していなくて、下水道なんか要らない。どうしてこんな払わなあかんのとよく言われます。それについて、どう考えているのかの点の説明をお願いします。

それと、この収納率自体、どこまで今、受益者負担の収納率があると思うんですけれども、この点についてわかりましたらお願いいたします。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

それでは、失礼いたします。

先ほどの議員の質問の中で、企業会計をやっているのかと、今後どうするんだというこ

とについてのまず回答をさせていただいて、その後受益者負担金についての回答をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、とりあえず昨年度1年間、企業会計を導入いたしまして、下水道事業は特別会計としてスタートしております。この企業会計方式導入により、1つの取引によって生じる経済的価値の増加と他の価値の減少とを両面に着目して、全ての経済価値の変動を記録する複式簿記を採用しているところでございます。また、経営情報として一定期間の経営成績をあらわす損益計算書や一定時点の財務状況をあらわす貸借対照表など、財務諸表や事業年度に資金収支の状況を一定区分に表示するキャッシュ・フローを作成するなど、業務を経営的な角度から見きわめることができ、今後の方向性を判断できるようにしっかりと努力していきたいと考えております。職員には案件ごとの費用対効果を慎重に見きわめることなど、経営的感覚を養えるように意識づけを行っていききたいと思います。

その次、受益者負担金につきまして、まず受益者負担金の収納率のほうから説明をさせていただきます。

収納率、税金と違いまして、受益者負担金というのは3年に分けて12回を支払い、だから複数年にわたりますので、1年で決済する税金とは若干異なりますが、平成27年、28年、29年統計いたしまして、現年度分徴収額で98.4%でございます。

あと、受益者負担金を払わないよということでおっしゃる方については、工事をやる際と供用開始前に住民説明会を開催いたしまして、改めて受益者負担金についての趣旨等を説明をさせていただきます。この受益者負担金につきましては、こちらは都市計画法の75条に基づいて皆さんに負担をしていただいているものでございます。それについては、市町村は条例で定めよということになっておりまして、下水道受益者負担条例というのを蟹江町も平成21年度に制定しております。その中で、受益者負担金の趣旨等を詳しく説明をさせていただいて、多分板倉議員が一番こだわられるのは、負担金についても延滞金が発生するとか、そういうこともあろうかと思いますが、これについてもやはり都市計画法の75条の規定に基づいて負担金についても延滞金とれるというような規定がございまして、条例のほうにもうたわらせていただいております。また、払いたくなくても払っていただくというのは受益者負担金の趣旨でございますので、中には田んぼだったり畑だったら猶予ができますし、例えば神事的な公共的な役割を果たすものについては減額もできますので、またあと生活のために払えんということであれば、事務所に来ていただいてそういう減免の制度もございまして、何とぞ一部でも結構ですので、払っていただくように議員からもご説得いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○町長 横江淳一君

今後の下水道の考え方、それから特別会計、企業会計への一般会計の繰り出しはどうだと

というような質問であります。

私は、特別会計も国保も独立採算だと思っております。しかしながら、必要とあれば一般会計からの繰り入れも辞さぬということで、当蟹江町も一般会計から9,000万円余の法定外の繰り入れをしているのが事実であります。下水道の性格上、とりあえず設備を先に先行しなければいけないというので大変なお金がかかるのは事実でありますし、出資金5億円出させていただいたのもそのためであります。そういう意味で、国・県の基本的な補助が2分の1なければこの事業は成り立ちません。それぐらいやっぱり厳しい事業であるのが事実でありますし、環境整備のやっぱり最たるものだというふうに私自身は思っております。

じゃ合併浄化槽でもいいじゃないかというふうに言われる方もあります。確かに、合併浄化槽の質もどんどん向上いたしまして、もう20年前と比べますとBODも相当向上しておりますし、非常にきれいな水処理ができるということも聞いてございます。ある意味、合併浄化槽の布設に対しての補助金をつけながら、今回例えば流域下水道が来た場合には速やかにつないでいけるような、そういうお約束をしながら補助金をやらせていただいているところも実はございます。ですから、できれば本当に地域の衛生面、そして環境の向上のためにも下水道接続にはご協力をいただければなど、こんなことを今思っておるわけであります。

それから、受益者負担金の考え方は、今担当が申し上げましたとおり協力をいただければありがたいと思っておりますし、平成37年までのアクションプランを国にお示しをいたしております。国土交通省下水道部局では10年概成ということも言っておりますので、そんなに長く下水道事業が補助金をつけられるというのは大変不透明な状況が今ありますので、そういうことも含めてやれるところから、まだ40%ちょっとぐらいでございますので、やっていきたいなというふうに考えておるわけであります。6本の川が流れます当蟹江町、非常に工事費が開削ではなく推進工法という高い工法を使わなければいけないというのもちょっとマイナスのところがあるかもわかりませんが、ぜひとも板倉議員におかれましては周囲の皆様にとしっかりと納得できるご協力をいただくようしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長 奥田信宏君

それでは、他にありませんか。

(発言する声なし)

他にないようですので、以上で認定第8号「平成29年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 3 時13分)